

平成 2 9 年 9 月 1 3 日

平成 2 9 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 9 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 9 月 1 3 日 （ 水 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 4 時 0 2 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	岡	田	泰	正	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一	彦	4 番	吉	田	哲	也
5 番	井	上	武	津 男	6 番	岡	本	正	意
7 番	畑		武	志	8 番	竹	内	き	み 代
9 番	小	西		啓	1 0 番	岡	田		勇

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	中	嶋	浩	喜
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	犬	石	剛	史			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	岡	田	博	之			
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	山	本	千	代	美		

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	5	番	井	上	武	津	男				
							6	番	岡	本	正	意					

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告
- 日程第 5 一般質問

報告第 7 号 健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

報告第 8 号 平成 28 年度城南土地開発公社決算に関する報告書

報告第 9 号 平成 29 年城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に
関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、平成 2 9 年和束町議会第 3 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 2 9 年和束町議会の第 3 回定例会を開催されるに当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきますというふうに思います。

日ごろは議員各位には、和束町のまちづくりに何かとご理解、また、ご指導いただいておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、ことしはお茶の京都のターゲットイヤーということで、京都府ともども関係市町村と取り組んでいるところであります。この秋にほとんどのまちにおきまして集中した取り組みをされようとしております。和束町におきましても、茶畑ビューイング 2 0 1 7、茶畑アートと茶畑ハウス、こういった取り組みをして多くの皆様方に来ていただこうと、今、取り組んでいるところであります。

あわせて、毎年開催していただいております茶源郷まつりにおいても、そういったことを特化したような内容で今、検討をしていただいておりますので、こうしたことをぜひとも住民挙げて成功裏に終えたいと思っておりますので、どうか議員各位におかれましても、一層のご指導、ご協力を賜りますことをこの場をかりまして厚くお願いをしておきたいと、このように思っているところでございます。

今回の定例議会におきましては、いわゆる 2 8 年度の決算、そして 2 9 年度の補正予算、それと契約の承認をいただくこと、それと人事案件、そうしたものが主な議案として提案をさせていただきます。どうか慎重なご審議をいただきまして、い

ずれもご承認をいただきたくお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもご苦勞さまでございます。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、５番、井上武津男議員、６番、岡本正意議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から９月２９日までの１７日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から９月２９日までの１７日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、平成２９年第３回定例会報告書によりましてご報告申し上げます。

報告書をよろしくお願ひします。

まず、報告第７号でございます。

報告第７号

健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律３条第１項及び第２２条第１項の規定により、平成２８年度健全化判断比率並びに簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計に係る資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成２９年９月１３日報告

和 束 町 長 堀 忠 雄

おめくりいただきまして、まず、１．健全化判断比率でございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当ございません。実質公債費比率１１．５％、将来負担比率７６．３％。

次、２．資金不足比率。

簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、両特別会計とも資金不足比率の該当はございません。

次ページ以降に健全化判断比率、資金不足比率の算定に係ります資料をつけさせていただきます。その後に監査委員さんの審査意見書を添付させていただいておりますので、また、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、報告第８号に移らせていただきます。

報告第８号

平成２８年度城南土地開発公社決算に関する報告書

平成２９年９月１３日報告

和 束 町 長 堀 忠 雄

次のページに報告書を添付させていただきます。

報告書の最初のページでございます。

議案第２号

平成２８年度城南土地開発公社事業報告及び決算認定について

平成２９年７月７日に提出されまして、同日認定されております。

次ページ以降に事業報告書、収支報告書、財務諸表、附属明細表、監査報告書を添付しております。お目通しいただきたいと思います。

続きまして、報告第9号でございます。

報告第9号

平成29年度城南土地開発公社第1回補正事業計画に関する報告書

平成29年9月13日報告

和束町長 堀 忠雄

次ページに報告書を添付させていただいております。

報告書の第1ページ、

議案第4号

平成29年度城南土地開発公社第1回補正事業計画並びに補正予算
について

平成29年度7月7日に提出されまして、同日可決されております。

次ページ以降に補正事業計画、補正予算に係る資料を添付させていただいておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

議長から報告します。

監査委員より、平成29年度第2回、第3回、第4回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、竹内きみ代議員。

○総務厚生常任委員長（竹内きみ代君）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は、８月２９日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における平成２９年度の事業の進捗状況や平成２８年度の決算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに、堀町長から、地方創生事業も３年目を迎えており、特にことしはお茶の京都の関係でさまざまな事業に取り組んでいる。あわせて課題も種々抱えている。ワールドマスターズ取り組みも、要望など、その声を真摯に受けとめながら進め、緊急な場合は補正で対応していかななくてはならない。また、サル被害の問題、少子高齢化が著しく進む中、移住促進対策についても、もう一歩進んだ法整備も含めて取り組んでいかななくてはならない。まちづくりとして大変大事な時期を迎えていると挨拶されました。

次に、平成２９年度の進捗状況の説明があり、初めに、一般会計の執行状況は、３１億３,６１５万円の予算額に対し歳入１１億９,３２４万円の収入で、収納率が約３８％。歳出は８億８,６１４万円で約２８％の執行となっている。

繰越事業では、府支出金においては精算払いとなっており、歳入全体で約３％の収納率、歳出では約８３％の執行率で、１億４,４０７万円が支出されていました。

主な課別の事業進捗状況では、初めに総務課では、１１月４日、５日に開催される茶源郷まつりの実行委員会への補助金を執行した。現在、企画委員会で内容等調整されている。

大学生等奨学金給付事業では、一次募集の７月末現在で５名の申請があり、９月に支給を予定。二次募集受け付けは９月から１０月実施予定。

茶源郷行政情報配信システム、光ボックスの設置については、８月１日現在で４５３世帯に設置している。６月から議会中継も開始し、さらなる周知を行いたい。

また、１０月２日から本格運行となる笠置町・和束町・南山城村を結ぶ相楽東部広域バスについては、一日４往復、月・水・金・土に運行される。

また、新規事業として各区で維持管理していただいている防犯灯のＬＥＤ化工事経費等への補助について、１灯につき年額２，２００円を限度に補助し、現在、事業を進めている。

大規模な災害が、発生した際の業務の執務体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定めた計画書の策定委託について、現在、公募型プロポーザルで公募中であり、９月中旬に業者を決定すると報告されました。

地域力推進課では、３名の地域おこし協力隊受け入れ事業の進捗、協働のまちづくり補助金については６月から募集をしており、現在１件の応募がある。

茶源郷和東フォト・スケッチコンテストは現在募集中で、１０月中旬に審査会を開催する予定。

マウンテンバイク推進事業については、秋に公式の大会が予定されている。

また、１０月２１日から１２月３日まで実施の茶畑ビューイング２０１７のイベントについて、茶畑ハウスを観光案内所に、茶畑アートを石寺・白栖地内に設置予定で、現在調整している。ゴルフカートで茶畑景観の周遊も考えている。

６月補正で計上された移住促進住宅整備事業補助金、スマートワーク・イン・レジデンス事業、湯船活性化推進補助事業、自転車愛好家向け商品開発事業等について現時点で執行はありませんが、現在それぞれ事業を進めていると報告がありました。

税住民課からは、８月１５日現在で町税の収納率は６１．２１％である。

人間ドックについては８月１日から７日まで受け付けを行い、１４７名申し込みをされた。

山城総合医療センターでの脳ドック開始に伴い、定員を１０名増員した。特定健診は１，１７４名の対象者があり、ことしは受診期間を８月から１０月までと従来より１カ月延長したと報告がありました。

福祉課からは、介護保険を利用されていないひとり暮らしの高齢者等に係るホームヘルパーの派遣に３名の利用者がある。

がん検診として今年度、山城総合医療センターで乳がん検診の個別検診を１００名受け入れていただくことになった。

また、昨年度からの繰越事業として消費税引き上げに伴う低所得者世帯への負担軽減として臨時福祉給付金給付事業が実施され、７４４名に支給し、既に事業は完了していると報告されました。

説明の後、各委員からは次のような意見質問がありました。

ワールドマスターズゲームズ調査研究事業として海外の開催国に視察を実施されたが、報告書は出されるのか。また、住民が参加する大会であり、情報公開が必要ではとの問いに、視察については裏方がメインだったので、住民に対しては今後検討するが、周知については横断幕を設置する予定である。過疎地域等自立活性化推進交付金事業の内容について、早稲田大学のまちづくりの提案をどうまちづくりにつなげていくのか、どういうスタンスで発信していくのか。また、マイナンバー制度の情報連携の関係などについて意見や質問が出されました。

続いて、平成２８年度決算の概要について説明を受けました。

平成２８年度の決算額は、一般会計歳入３７億４，０４７万円、歳出３６億４，６６６万円で、実質収支９，３６５万円の黒字となりました。２８年度においては、地方創生関係で国の１００％補助の交付金を大いに取り入れたことにより黒字の大きな要因となった。

特別会計においては、６特別会計全体で歳入総額２２億１，２５３万円、歳出総額２１億２，６２１万円、実質収支は８，６３２万円の黒字となり、全ての会計において黒字決算となりました。平成２８年度の事業については、６月に開催した委員会で決算見込みの詳細説明を受けたので、本委員会では主な事業内容、係数の確認にとどめ、質疑に入りました。

質疑の内容としては、社会福祉センターの管理体制について、生活更正資金の返済計画や事業のあり方について、国保保険料の収納の関係や地方税機構の取り組みにつ

いて、台風５号発生時の避難所開設について、また、ふるさと納税の申し込みや来年度から始まる国保の一元化等について質問が出されました。

決算につきましては、後日開催される決算特別委員会で集中審議することにいたしました。

このほか、グリーンティ和束周辺駐車場予定地、和束茶カフェ移動式トイレ、人権ふれあいセンター耐震・改修整備を現地調査いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

それでは、私のほうからは、産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は、８月２８日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における平成２９年度の事業の進捗状況や平成２８年度の決算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに、堀町長から、「ことしはお茶の京都ターゲットイヤーとして山城管内１２市町村連携していろんな事業を行っている。本町でも茶畑を利用し、事業を進めている。一方、国では地方創生事業において過疎地域の実質的な推進、少子高齢化、定住化に向けた施策を具体的に取り組み、また２９年度で上乗せ補助が切れるので、国に総枠をふやし、あわせて加算する補助率の継続も強く要望している」と報告がありました。

その後、各課の事業進捗状況について副町長から報告があり、一般会計全体の執行状況が説明されました。

歳入では、予算額３１億３，６１５万円に対し３８．０４％の収納率となっている。歳出では２８．２６％の執行率で、繰越事業においては８２．８４％の執行率であったとのことでした。

その後、農村振興課及び建設事業課から主な事業の進捗状況が報告され、農村振興課では、和束運動公園駐車場等周辺整備事業としてグリーンティ和束周辺駐車場整備で土地購入費として1,880万円、40.58%執行している。

和束町を生かした新産業創出事業委託として、グリーン農場でハーブ等の栽培を一般財団法人和束町活性化センターに委託している。支出済額は917万円、56.25%執行している。

このほか森林組合、商工会、雇用促進協議会等の補助金については順調に執行されました。

また、プレミアム商品券補助事業については、現在申請が出ており、京都府に申達を行っている状況であるとのことでした。

繰越事業分として、産地パワーアップ事業では、式部てん茶加工工場の国庫補助金補助事業として1億3,731万円、100%執行していると報告されました。

建設事業課からは、舗装維持管理事業、門前祝橋整備事業、町道拡幅改良事業につきましては、現時点ではほとんど執行されておらず、9月末以降に執行予定であると説明されました。

統合簡易水道整備工事の3億6,258万円については、9月初めに入札を予定している。28年度からの繰越事業である橋梁長寿命化修繕事業の湯船砂子橋修繕については9月末発注予定をしているとのことでした。

以上の報告を受けて、各委員からは、「8月7日の台風5号の被害状況は」との問いに、「特に大きな被害は出ていないが、道路1カ所、水路・農地で5カ所被害が出ており、至急予算の専決処分を行い、現在事業を進めている。9月定例会に専決処分の承認をいただく予定をしている」。

「農地利用最適化推進委員の選任についての状況は」との問いに、「農業委員会で委嘱させていただき、区長さんを通じて旧村単位で調整を進めている。早急に対応したい」とのことでした。

そのほか、「環境保全型農業直接支払交付金事業で無農薬茶園に対する補助について、申請時、現地確認を行い事業を実施しているのか」、「各区から提出される要望の対応は」、「地方創生事業のプレミアム商品券の販売方法やお茶の京都茶いくるライン整備工事の内容は」、「道路維持補修実施の場所は」、「中区から門前区に抜ける道路沿いの河川に山を削られた後の土や石が流れ込んでいるという情報を聞いたが、その状況などについて」質問されました。

午後からは、９月定例会で提案される統合簡易水道整備工事事業の概要について、湯船の和東中央浄水場現地調査を行い、その後、委員会室で平成２８年度決算概要の報告を受けました。

委員からは、「２８年度からの繰越事業で林業振興費で８００万円の不用額が出ているが、内容は」との問いに、「野生鳥獣被害総合対策事業やフィールドアスレチック設置調査事業で減額となった」とのことでした。

「水道・下水道使用料の収納率が８０％から８３％と低いが」との問いに、「監査委員からも指摘をいただいている。滞納については分納はしていただいているが、期間を区切り、計画を立ててきちっと整理し、対応したい」とされました。

使用料等の徴収については、徴収方法等厳しい意見が出されました。

決算につきましては、９月の決算特別委員会で詳細な説明と審議を行うことから、この日の事務調査を終えました。

以上で報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、藤井清隆議員。

○相楽東部広域連合議会議員（藤井清隆君）

相楽東部広域連合議会報告をいたします。

７月１３日に開催されました相楽東部広域連合議会、平成２９年第２回定例会につ

いて報告いたします。

閉会中の委員会調査報告が行われた後、一般質問が行われ、南山城村の北久保浩司議員が「さらなる広域連携の強化について」というテーマで、次に笠置町の西昭夫議員が「東部三町村のゴミ処理について」というテーマで、最後に岡田勇議員が「テールアルメ擁壁の変状対策の進捗と今後の対応について」、「クリーンセンターの操業停止後の跡地等の活用方法について」、「センター操業停止後のごみ処理の方法について」というテーマで質問されました。

その後、議案３件が提案され、審議されました。

議案第７号、平成２９年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第１号）は、全会一致で可決しました。

議案第８号、ＬＧＷＡＮ接続系セキュリティ対策関連機器等購入契約締結の件（金額１，６０３万４，７６０円）は、全会一致で可決いたしました。

議案第９号、相楽東部広域連合立小中学校ネットワーク機器購入契約締結の件（金額２，３００万４，０００円）は、全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、京都地方税機構広域連合議会、竹内きみ代議員。

○京都府地方税機構広域連合議会（竹内きみ代君）

それでは、京都地方税機構議会定例会について報告いたします。

京都地方税機構広域連合議会定例会が、平成２９年８月５日午後１時３０分から全員協議会を開催、その後、午後２時から本会議がルビノ京都堀川で開催されました。

議事日程第１では、開会宣告の後、税機構の議員の異動報告並びに議席指定が行われました。

日程第３では、議事日程に基づき議長選挙が行われ、指名推薦により石田宗久府議が当選され、就任の挨拶がありました。

次に、平成２９年１月から５月執行分の例月出納検査の結果報告がありました。

日程第４、第３号議案、監査委員の選任について同意を求める件が上程され、京都市の稲岡 修氏が全員賛成で選任されました。

日程第５、第１号議案及び第２号議案、２件を一括議題とし、広域連合長から提案理由の説明がありました。

第１号議案は、京都地方税機構個人情報保護条例の一部改正の件について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う等の改正を行うものでありました。

第２号議案は、平成２８年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件では、歳入総額２４億５４１万円、歳出総額２４億４５８万円で、実質収支額は８２万円の黒字となりました。

また、２８年度の徴収業務について、移管を受けた１９１億３，７００万円に対して９８億７００万円を収納した。収納率は現年課税分１．１ポイント、滞納繰越分０．４ポイント向上し、前年度より２．３ポイント上昇の５１．２％になりました。

同機構が本格的に業務を始めた１０年度以降で初めて５０％を超えた。これからも個別の事情をしっかりと聞きながら、適正な徴収業務に努めると説明がありました。

また、日程第７で議案２件を一括議題とし、質疑討論の後、第１号議案、第２号議案は、ともに賛成者多数で可決されました。

次に、日程第６、一般質問では、３名の議員が質問されました。

日程第８、選挙管理委員及び補充員の選挙の件が提案され、現委員及び補充員の任期が平成２９年１２月１３日に満了するため、後任委員及び補充員を８月定例会で選挙する必要となったもので、審議の結果、全員賛成で承認されました。

全ての議事日程を終了し、閉会宣告により閉会しました。

以上報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

以上で、報告を終わります。

会議の途中でありますが、ただいまから午前１０時１５分まで休憩をいたします。

休憩（午前１０時０５分～午前１０時１５分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み１時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、竹内きみ代議員。

○８番（竹内きみ代君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

１問目は、認知症対策についてお伺いします。

我が国の認知症高齢者の数は、厚生労働省発表のデータによりますと２０１２年で４６２万人と推計されており、２０１５年には約７００万人を超える推計もあり６５歳以上の高齢者の５人に１人が認知症に罹患すると見込まれています。

厚生労働省では、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しており、２０１５年に認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定いたしました。

認知症は、根本的な治療は難しい場合が多いですが、早期に発見できれば進行をおくらせたり、本人や家族の生活の質を改善したりできるため、早期診断・早期対応に向けた医療・介護サービスの充実が鍵となります。

そこで、１点目は、国家戦略となった認知症の新オレンジプランでは、サポーター

の養成を現状の 880 万人から 1,200 万人を目指すとしています。国民の 10 人に 1 人がサポーターになる目標ではありますが、本町の取り組みの現状と目標を伺います。

2 点目は、認知症を早期に発見し、専門の医療機関と連携できるよう、一般のかかりつけ医を対象にした研修受講者数の目標を 7 万 5,000 人に、また、地域の認知症医療の中核となる「サポート医」の養成目標を現行の 2 倍の 1 万人にするなど、認知症に対応する地域の医療体制を強化するとしています。

本町は、診療所並びに 2 カ所の医療機関の医者に対して、かかりつけ医の認知症対応力向上研修を受けていただくことについて、平成 26 年 3 月議会や 27 年 12 月常任委員会でも取り上げ、要望してまいりましたが、その後の進捗と今後の目標についてお聞かせください。

3 点目は、認知症の症状のある方や家族らが地域社会とつながる居場所づくりは、全国的にも広がりつつある認知症カフェについてであります。2016 年度末で設置している市町村は全体の約 6 割程度とされています。今回の国家戦略では、全市町村での設置を目指すとあります。現状と今後の取り組みをお聞かせください。

4 点目は、本町では認知症を自分で簡単に診断できる「もの忘れ相談プログラム」を導入され、5 年が経過しました。この間の利用状況や成果と今後の多様な活用方法についてどのように検討されているのか、お聞かせください。

5 点目は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方の権利を守り、預貯金や不動産などの財産管理、介護サービスや施設入所に関する契約などを行う成年後見制度の利用促進を図る成年後見制度の利用の促進に関する法律が昨年 5 月に施行されました。

認知症の高齢者が増加し、この権利を守る成年後見人の重要性が高まっていることを踏まえ、成年後見制度の利用促進法では、一般住民から後見人となる人材を確保する方策や成年後見制度が認知症の高齢者らを支える重要な手段であるにもかかわらず、

十分に利用されていないことから、必要とする者には成年後見制度が十分利用されるよう周知及び啓発のために必要な措置を講ずることなども明記されております。

そこで、お伺いします。

本町における成年後見制度の利用状況の推移と今後の取り組みについてお伺いします。

2 問目は、子どもの医療費助成制度、18 歳までの拡充について質問します。

本町では、近隣自治体に先駆けて、子どもの医療費、中学校卒業までの完全無料化については、エンジェル基金等を活用して実施していただき、喜ばれているところであり、大変先駆的な制度と評価するところでございます。

子どもの医療費助成制度は、子育て世代を応援し、少子化に歯どめをかける重要な制度として、また、全ての子供たちの健康を等しく守るという役割を果たす制度として全国に広がっています。そして、この広がり、I ターンやU ターンに力を入れている地域では、子育てのしやすさをアピールするために子どもの医療費助成を充実させて、若者たちを定住に呼び込んでいるところもあります。

そこで、お伺いしますが、1 点目は、本町で18 歳まで無料にした場合、対象者人数は何人になるのでしょうか。2 点目は、医療費拡充を検討した場合の予算はどれくらい必要とするのか伺います。3 点目は、中学校までの医療費無料化を実施していただき6 年が経過しました。この数年、京都府内におきましても、伊根町初め他の自治体でも18 歳までの無料化が拡大されてきています。本町においての考えをお聞きます。

3 問目は、国道24 号線上狛四丁町交差点から163 号線に入り、和東方面に曲がる際、24 号線には「和東町」を示す道路標識がありません。今、まさにお茶の京都博と観光で来訪者の増加が見込まれるときであります。早急に国・府への要望を求めます。

2 点目は、国道24 号線上の井手町あたりに「和東町」への道路標識が設置されて

おり、ナビが「和東井手線」を案内します。皆様もご存じのように、井手線は道路幅も狭く、狹隘なところもあるわけでございます。このあたりの改善はできないものか、お聞かせください。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

竹内議員よりいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいというように思います。

最初に、認知症対策についてでございます。

平成２８年度末の和東町の要介護認定者数は３３３人で、このうち、かかりつけ医等により認知症の診断を受けておられる方が軽度を含めて１５８人で、比率に換算いたしますと４７．４％という状況であります。また、２８年度末の６５歳以上の人口は１，７１２人であり、６５歳以上の人口に占める認知症高齢者の割合は９．２％となっております。全国平均では、要支援・要介護者に占める割合が５５．０％、高齢者人口に占める割合が９．９％と公表されており、少し低くなっています。

福祉課では、第８次高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画を策定中であり、平成２７年国勢調査をもとにした将来人口推計では、平成３２年度まで６５歳以上人口は毎年微増し、その後、横ばい、微減していくと予想しておりますが、７５歳以上の後期高齢者人口は、平成３２年までは同じく微増し、平成３２年度には９３０人、以降はさらに増加して、平成３７年度には１，０６０人と、平成２８年度末に比べ約１８％程度増加すると試算しております。この数値をもとに、国の推計方法に従って計算した結果では、和東町での見守り、または支援の必要な認知症高齢者は平成３２年度には１８９人、平成３７年度には２１２人という試算となったところでございます。

和東町での認知症対策の取り組みでございますが、独自の取り組みとして、平成24年度より先駆的な事業として、京都府から交付金をいただき、近くに親族がいないひとり暮らし高齢者や認知症高齢者宅を専任の臨時職員が毎週定期的に訪問し、日常生活の相談業務や地域包括支援センターの訪問活動をサポートする高齢者見守りサポート事業を開始し、町内のセーフティネット体制の強化を図っているところであります。

また、地域包括支援センターが中心となり、住民からの相談支援、必要な介護サービス等の提供、社会福祉協議会と連携したふれあいサロンでの認知症カフェの開催、町内社会福祉法人と共同で毎年実施している認知症サポーター養成講座を開催を初め、相楽東3町村での認知症ケアパスの作成、認知症初期集中チームの設置に向けた取り組みを進めているところでございます。

住民への認知症啓発活動につきましては、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために活動している、NPO法人のRUN伴に賛同し、今年度より社会福祉法人和楽会、和東町社会福祉センター職員、和東町職員有志が参加し、10月22日に和楽から活道ヶ丘運動公園までたすきをつないで、認知症になっても地域でサポートし合える安心なまちを目指して、イベントに参加していただく予定であります。

なお、現在の地域包括支援センター職員は、保健師、社会福祉士の2名体制であります。今後も認知症高齢者がふえていくという試算結果もありますので、介護・医療専門職等のマンパワーの充実を含めた検討をする必要があると考えております。

1から5につきまして、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ご質問の子ども医療助成制度の18歳までの拡充についてに対し答弁を申し上げます。

1、2については、担当課長から答弁させますので、私からは、3の充実した子育て環境を考えていく上で、18歳まで医療費の拡充についての考えはについて答弁を

申し上げます。

子育て支援・医療につきましては、かねてからこの議会におきましてもご議論、またご質問をいただいているところでありますが、本町では、平成２２年９月にすこやかエンジェル基金設置条例を議決いただき、その基金を原資に、平成２３年度から拡充を図ったところでございます。

拡充内容といたしましては、京都府からの補助対象並びに和束町負担部分を合わせて、府内受診分は現物給付、府外受診は償還払いにより自己負担なしとなっております。

近隣を含め、府内各市町村の状況については、後ほど担当課長から説明させますが、一部負担金の有無はありますが、従前からは２町が、本年度からは３市町が、また本年９月から、さらに１町が高校卒業まで拡充されており、今後もこういった流れは続くものと思われま。

一方、一旦拡充しますと、今後継続して経常的な経費負担が生じるとともに、国民健康保険における普通調整交付金が減額調整されるという影響もございます。また、拡充した場合、高校生限定とするのか、対象年齢全員とするのか、あるいは結婚している場合はどうなのか、こういった点をクリアすべき課題は多々あるかと思われま。こうしたことから、これまで慎重にということで答弁なり考え方を示しておりました。

しかしながら、すこやかエンジェル基金設置条例の「子どもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資する」という設置目的に立ち返りますと、今やほとんどの生徒が高校へ進学しているという状況にかんがみ、保護者の方が病気やけがの際の費用負担の心配なく高校へ通わせることが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資すると思われま。ので、先ほどの課題をクリアしながら、早期実現に向けての作業を進めてまいりたいと考えております。

また、その際は、基金設置条例の改正をお願いすることになりますが、よろしくお願いいたします。

対象人数や試算のお尋ねについては、担当課長から答弁させます。

次に、国道２４号線上狛四丁町交差点に和束町への道路標識が必要と考える。国・府への要望をのぞき質問にお答えをさせていただきます。

私たちのように、土地勘や地理に詳しい方などには何気なく通過してしまう通過点ではありますが、初めて和束町にお越しいただける方などには、ご指摘のとおり、わかりにくい箇所の一つであろうかと考えます。今後、観光政策を進める上でも必要な観光案内看板であるのは言うまでもなく、設置に向けて和束町として強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今年度、通年開催されておりますお茶の京都博については、単にイベント開催だけでなく、観光案内看板の整備なども進められていて、ここ数年よくなってきたはありますが、議員のご指摘のとおり、和束町へのアクセス道路は、現時点でまだまだ改良の余地があり、ナビゲーションシステムが示す路線も含め、道路改良要望を行いたいと考えていますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、最初に、竹内議員の質問１の（１）新オレンジプランによる認知症サポーターの現状と今後の目標はについてを答弁させていただきます。

認知症サポーター養成講座につきましては、本町では平成２１年度から事業を開始し、本年８月末現在の認知症サポーター養成講座修了者は３１８名となっているところでございます。

また、昨年度から和束小学校の協力をいただき、小学６年生を対象にキッズサポーター養成を実施しており、広報紙れんけいにもこの養成講座の記事を掲載させていた

できました。

また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトの研修修了生につきましては、本町では6名でございます。

今後の予定、目標につきましては、来年1月に認知症サポーター養成講座を実施する予定であり、認知症高齢者本人やその家族に対して、誰もが身近な理解者や見守りの担い手となれるよう町内各団体との連携を図りながら、受講者がさらにふえるように講座を開催したいと考えております。

次に、（２）番のかかりつけ医を対象とした研修受講者の現状と目標はについてでございます。

かかりつけ医認知症対応力向上研修につきましては、事業主体が都道府県指定都市となっており、京都府山城南保健所に確認いたしましたところ、相楽圏域での主治医の受講者は、平成28年度末現在で21名であると報告を受けております。なお、和束町では1名でございます。

この研修事業につきましては、京都府が京都府医師会に委託をして実施している研修でございます。まだ受講されていない医師の先生方には、京都府より研修を受講し、認知症の人への支援体制の構築を図れるよう再度お願いをいたしまして、多くのかかりつけ医の皆さんに受講していただくよう要望させていただきたいと考えております。

なお、認知症にかかります地域医療体制構築の中核的な役割を担い、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役、アドバイザー役となるほか、かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上を図るための研修の企画・立案及び講師役となつていただきます認知症サポート医につきましては、相楽圏域では現在7名の医師が登録をされております。和束町、笠置町、南山城村の東部3町でございますが、3人の医師が資格を有されており、木津川市、精華町のサポート医が少ない現状であるとの報告を受けているところでございます。相楽圏域の市町村や保健所、圏域の3総合病院、相楽医師会との山城南包括ケアネットワーク会議等におきましても、この研修の実施について

充実するようお願いしたいと考えておるところでございます。

次に、（３）番の認知症カフェ設置についての考え方でございます。

認知症カフェにつきましては、平成２６年度より地域のふれあいサロン開催にあわせまして実施をさせていただいております。平成２８年度には６ふれあいサロンと社会福祉センターでそれぞれ１回ずつ開催させていただきました。平成２９年度におきましては、先般７月には、社会福祉協議会の誰でもの居場所事業に合わせて実施いたしました。また、１２月には、人権ふれあいセンターで開催をする予定でございます。また、巡回型といたしまして、６ふれあいサロンでサポート医のお話、認知症予防ゲームなどを行う予定でございます。

現在、活動の中心が認知症の普及啓発が中心であり、今後は本人、家族の参加しやすい内容を検討したいと考えております。

次に、（４）番の「もの忘れ相談プログラム」の多様な活用方法についてでございます。

この機器につきましては、平成２６年度に京都府地域包括ケア総合交付金を活用して購入させていただきました。昨年度までは福祉課窓口での常設、認知症カフェ、シニアライフサポート学級、ふれあいサロン等で利用、また、茶源郷まつりでの認知症啓発コーナー、オレンジロードつなげ隊での利活用を図ってまいりましたが、茶源郷まつりでの利用は多いものの、全体的には利用頻度が低いと思われる現状でございます。

福祉課内におきましても、利用してもらう機会をふやすために、シニアライフサポート学級やいきいき元気塾、すこやかファイト教室等の事業を実施しております老人福祉センターに常時設置してはという意見がありますので、老人福祉センターの開館日に自由に使えるようにさせていただきたいと検討しているところでございます。

次に、（５）番の成年後見制度の利用支援について答弁させていただきます。

成年後見制度は、本人の判断能力が精神上の障害により不十分な場合に法律的に保

護し、支えるための制度であり、本町におきましても、和束町成年後見制度町長申立実施要綱、和束町成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定し、平成21年4月より、本人に配偶者及び二親等以内の親族がいない場合などの親族等による成年後見開始等の審判申し立てが見込まれない高齢者等を対象に、町長申立に係る法定後見制度の後見補佐、または補助開始等審判の申し立て費用及び成年後見制度の利用に当たり必要となる費用を負担することが困難である方に対しまして、助成金を交付して支援しているところでございます。

助成金につきましては、特別養護老人ホーム等の施設に入所されている方については月額1万8,000円を、それ以外の方につきましては月額2万8,000円を上限に助成金を支給させていただきます。なお、この要綱制定以降、和束町での利用者は累計で1名でございました。

さらに、成年後見制度とは異なりますが、和束町社会福祉協議会でも福祉サービス利用援助事業ということで、認知症・物忘れのある方等で福祉サービスを利用するための手続がよくわからなかったり、日常的な金銭管理をするのがひとりでは不安な方を対象に、社会福祉協議会の生活支援員が暮らしの安心をする制度を持っております。

福祉サービスの利用支援といたしまして、福祉サービスの利用をやめるための必要な手続、福祉サービスの利用料の支払い、役場からの書類の手続の支援、また日常的な金銭管理といたしまして、年金や福祉手当の受領手続、税金・公共料金・医療費・光熱費等の支払い、日常生活に必要な預貯金の払い戻し・預け入れ等の事業を実施しております。利用料につきましては、生活支援員が行うサービスにつきましては1時間1,000円、通帳・はんこの保管料につきましては年間3,000円の負担をいただいております。利用者につきましては、平成29年9月末現在、2名の利用があるということで聞いておるところでございます。

なお、成年後見制度利用周知の研修につきましては、これまでも介護保険利用者支援ということで、ケアマネジャー、民生児童委員、町内医療機関医師を対象に制度の

研修を実施してまいりました。

また、リーフレットにつきましても福祉課窓口にございまして、相談支援は地域包括支援センターが担当させていただいております。

以上、私からの竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

竹内議員の一般質問に対しまして私のほうからは、2番の子ども医療費助成制度の18歳までの拡充についての（１）と（２）について答弁を申し上げます。また、（３）につきまして、近隣も含め、府内市町村の状況について、あわせて答弁申し上げます。

まず、（１）の対象となる子どもの人数でございます。今現在、高校生となる年代については、平成11年4月2日生まれから平成14年4月1日生まれまでの81名でございますが、このうち10名はひとり親医療制度の受給者でございますので、71名ということになります。

この71名の内訳ですが、国保の被保険者が29名、被用者保険の方、いわゆる社会保険の方が42名でございます。

続きまして、（２）の医療費拡充を考えた場合の試算はどのくらいかということでございます。

残念ながら、本町では高校生以上の社会保険の方の医療費のデータは持ち合わせておりません。したがって、現在、子育て支援医療として中学校卒業までの助成金額、こちらにつきましては国保分と社会保険分がわかりますので、これをもとに算出した数字ということでお許しをいただきたいと思います。

なお、数字としては、平成28年度分が最新のものとして固まっておりますので、

それを使用しておりますことをあらかじめご了承くださいと思います。

まず、町単費で助成しております子育て支援医療のうち国保分は約 220 万円に対しまして社保分は約 405 万円で、約 1.8 倍の開きがございます。

国保の被保険者のうち高校生の年代に係る、いわゆる 3 割負担の部分でございますが、そちらにつきましては約 46 万 5,000 円、1.8 倍しますと 83 万 8,000 円、合計約 130 万円、これが新たに必要となるのではないかと思います。

最後に、(3)のご質問に関しまして、府内の本年 9 月 1 日現在の状況をご説明申し上げます。

高校生まで拡充していますのは、久御山町、井手町、南丹市、京丹波町、伊根町、京丹後市の 6 市町でございますが、府内医療機関での自己負担なしというのは、井手町と伊根町です。なお、伊根町につきまして、高校生は償還払いとなっております。また、京丹波町と京丹後市は 200 円の自己負担が残ります。南丹市は 800 円の自己負担、久御山町は高校生まで拡充しておられますのは入院のみでございまして、こちらでも 200 円の自己負担。なお、今、言いました京丹波町、京丹後市、南丹市、久御山町は、いずれも高校生の拡充部分につきましては償還払いとなっております。

中学校卒業までとしている市町村のうち入院・通院とも自己負担なしとしているのは、本町と南山城村のみでございます。残りの 18 市町は中学校卒業まで拡充はされておりますが、何らかの形で自己負担 200 円から 3,000 円の幅だったと思いますが、自己負担が残るという状況でございます。

以上、竹内議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、竹内議員の三つ目の質問について答弁させていただきます。

道路標識についての具体的な現状と状況を踏まえ、一般的な考え方について、京都府などに問い合わせた結果をもとに一般的な答弁となりますが、お答えさせていただきます。ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

まず、一般的に案内される道路標識は、案内する場所、いわゆるその路線の先にある主要都市を表示するとのことです。例えば、24号のように、直轄国道の場合、京都市から南に走行した場合、宇治であったり奈良であったりの表記になります。また、9号であれば、亀岡、福知山という表記になります。

次に、国道から都道府県が監理する、いわゆるみけた国道や府道を通して走行する場合、その先にある市町村を表記することになっているようです。

先ほどのご質問にもございましたが、国道24号、井手町内から和東に向かうところや307号から和東に向かうところでは、和東や木津川市といった表記になり、ちなみに表記される距離は、その自治体の市役所や役場までの距離が掲示されているということでございます。このようなことから、ご質問の国道24号、上狛四丁町交差点では、伊賀市の表記がされているとのお答えをいただいております。

町長が答弁しましたように、土地カンのある方や地理に詳しい方にとっては何ら気がつくところがないところでございますが、初めて和東にお越しになられる方にとっては、わかりにくい表記となっているのが現状でございます。

この点に対しまして、お茶の京都事業などで通常青色の道路標示板に対し緑色の道路標示板を使用し、著名な施設などを安心する標示板が昨年から設置されるようになりました。これで幾分かわかりやすくなっているものの、議員のご指摘の抜本的な解決にはなっていないと考えていますので、町長が答弁しましたとおり、観光の観点を加え、道路管理者に対し、案内看板の設置に向けた要望・協議を行い、設置に向けた働きかけをしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、ナビゲーションシステムの案内の改善でございますが、これにつきましては

主要路線や移動時間、距離などを優先させ設定することになりますので、どうしても高速道路、国道、府道、町道の順でナビゲーションしていると判断しています。

こちら土地勘のない方や地域に余り詳しくない方がナビゲーションシステムを頼るわけで、機械的な設定に頼ってしまいますと、府道と東井手線を選択した案内が行われるのはいた仕方ないことかと思いますが、狭隘な山岳道路から和東町にお越しになられた方にとっては、まさに秘境の茶源郷と驚かれる前に、不便で危険と感じられることのほうが印象深くなると思ったりもします。今後、新名神のアクセス道路として主要地方道宇治小屋線の整備にあわせた犬打峠のトンネル整備なども事業化されましたので、一日も早い完成を求め要望をすることで、近い将来、このようなことについての解決ができるものと考えております。鋭意努力したいと思いますので、ご支援のほど、あわせてましてよろしくお願いしたいと思います。

以上で、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

本当に全てにおきまして前向きな答弁をいただいて、さまざまに実施をしていただいているということを実感させていただきました。

初めに、子どもの医療費の助成制度、18歳まで拡充をということで再質をさせていただきます。

本当に、和東町にとりましては、これまで厳しい財政状況の中を、中学校卒業まで現物給付という、こういうやっていただいて、これは大変うれしいことであり、評価するところでもあります。

それに加えてですね、国のほうにおきましては、町長が申されましたが、子どもの医療費の現物支給をするということは、国におきましては国保の国庫負担金を減

額するという、こういうペナルティがありました。国におきまして、ここはちょっとおかしいということで、少子化対策と矛盾するということで、このペナルティを見直すということで、来年度から見直されます。

そういったことで、未就学を対象にした助成は来年以降はやめましょうというふうに国はなりました。そこで、ペナルティの分がどれだけ和東町では影響しているのか、その金額はわかりませんが、そういうことを国では大きな60億円というふうなことが出ておりますが、和東町にとってどれだけであったのか、そこを少し教えていただきたいのと、それから町長の答弁では、前向きにとらえていくというふうに答弁をいただきました。その答弁の中で実施をしていただくのは、中学校卒業までやっていたっている全額自己負担なしという形をとっていただけるのか、その辺を少しお聞きしたいのと、それから、あと、多くの自治体を見ますと、年度途中からやっていらっしゃる、そういうこともございます。ただいまお聞きいたしましたところ、130万円の予算でできる。これは本当にすぐにでもやっていただきたいなというような思いがいたしました。クリアはしていただかなければならないかでもたくさんございますが、その辺をあわせまして、その辺をもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

今ありましたように、ペナルティという言葉で表現いただきましたですけども、一応、こういうことを進んでやると、国民健康保険における普通調整交付金が減額されるという方向になっておりました。それについては、中学生のところまでであります。

和東町と南山城村、200円も何もやってきたというのは府下で2町村だけであり、中学校までが一番進んでいる段階であります。今後、高校までは、今、言われたように、国の動きも、今、子育て革命とか、いろいろ子育てについては取り上げていこう

という流れにあります。

今まで私どもがとってきましたエンジェル基金設置条例、あの趣旨からいうても、今までたくさんご質問もいただいていたんですが、この時期は非常に大事な時期であり、また、この施策はやっぱり避けては通れないと判断し、今、担当課のほうには、そういう意味では前向きに検討するようという指示を出しました。

そして、中には、さっきも答弁いたしましたように、そしたら高校生全員するのか、また対象年齢を全部するのか、また結婚された方は除くのかと、いろんな細かいことが出てくるわけなんです。こういったことについても一定クリアして、この機会にクリアすると。だから、早く全体の課題を整理して、そして一日も早く実現するように。今、国の動きが来年度からこういうものがなくなるということであれば、一番いいチャンス時期かなととらえながら進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

詳しい数字については、足りないところは担当課長から答弁いたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

竹内議員の質問のうち、国保の減額調整部分につきましてお答えいたします。

減額調整されて、ご質問の中で言われました来年度からそれがなくなると、撤廃されるという部分につきましては、未就学児に対する部分でございます。その分の計算をしますと、7万7,000円ということでございます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

わかりました。非常に少子化でもございますし、子どもの数が少ないということも

ございまして、金額的には低い数字だったなということが実感としてわかりました。

しかし、町長も言われましたように、まだ、いつからということをはっきりとおっしゃっておりませんが、できるだけ早くから実施をしていただいて、そして、できましたら、やはりそこも全てクリアをしていただいて、中学生までやっているような方向でやっていただくことを期待いたしたいと思います。

次に、国道の交差点にという質問でございますが、私が今回これを取り上げたのは、京都市内から来られたお客様にそういうふうに指摘をいただきました。それで、あるだろうというふうに私自身も思っておりました。先入観といいますか、なれといいますか、こんなものというか、当たり前というふうな、そんな感覚で受けとめておりましたので、ここは本当にやはり反省をして、早急に要望していただきたいというふうに思います。

答弁はいただいておりますので、あと、ナビですが、ナビの会社に電話をして確認をいたしました。これは大手2社に電話を入れました。名前は某会社とか言えませんが、そこに電話をいたしますと、やはり電話でお客様相談センターというのがございました。そこでそういう事故のない、安心安全なナビをしていただきたいということを申し上げました。そしたら、ルート変更はできますよというふうにお答えをいただきました。地域の声は大事ですから、ぜひ検討したいというふうにも言っていただきました。その上で地図を送ってください、調査に行きますという、そういうお答えをいただきましたので、これは担当課長もやるというふうに言っていただきましたので、ナビ会社は、やりますというふうに言っていただいておりますので、このマイナス面をプラス面に変えていけるように、これはトンネルといいましても、これから五、六年かかるわけでありますので、そのところはやはりこの茶源郷まつりにでも対応していただけるような対応をとっていただきたいと思うんです。

今回の茶源郷まつりは1万人を超えるであろうというふうにおっしゃっております。私もこれは住民の方に聞いたお話ですが、京都市内で学校で和束町のことを学ばれた

そうです。そして、親御さんと一緒に和東町に来られた。そのときにナビが示したのが犬打峠であったということで、お母さんがびっくりされて、この道を通って二度と行きたくないという、そういう声を聞かせていただいたんです。だから、町のイメージが悪くならないようにプラスに変えていけるのは担当課長の責任だというふうに思います。茶源郷まつりまで間に合うようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

確かに、言われるとおり、いろんな面で秘境の和東じゃなくて、便利で安心安全に来られる和東になってほしいとは僕も思っております。できる範囲で努力をさせていただきますして、各会社等とも調整もさせていただきたいと思います。

ただ、現実、今のついているナビゲーションがそれで変わるかということに関しましては、なかなか難しいところもございますので、今後の案内については、主要道路をまず選択したような形の上で抜け道等々が案内できるような案内システムになるようにしてほしいということで要望させていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

強く申させていただきますように、よろしくお願いいたします。

次に、認知症対策につきまして、先ほど答弁をいただきまして、たくさんのきめ細やかな対策をとっていただいているということも再度認識をさせていただきました。その中で、今回、国家的戦略ということで国も取り上げております認知症初期集中支

援チームでございます。

これにつきましては、やはり国では2025年に団塊の世代が75歳になるときには、認知症にかかる人が700万人いるだろうというふうに推計があるわけでございます。先ほど町長からも答弁をいただきましたが、本町としてはそんなに変わりはないというような数字をいただきましたが、やはり高齢化がどんどん進んでいます。50%以上超える半分以上が65歳以上の高齢者という、そういうときをもう間もなく迎えるわけでございます。今、42%でございますから、そのところをしっかりと取り組んでいただく必要がございます。

住民の皆さんにとりまして早目の診断、それから治療ということが必要になってまいります。実際には本人が病院に行きたがらない、また、家族はどこに相談すればいいのかわからない、こういった声が少なからずございます。そういったところで、やはり新オレンジプランで立てていただいております認知症初期集中支援チーム、このところはどのようになっているのか。30年4月までということでございますが、その辺よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

竹内議員のご質問にお答えさせていただきます。認知症初期集中チームの設置についてでございます。

認知症初期支援チームにつきましては、竹内議員がおっしゃいますように、平成30年4月から全ての市町村で実施するということになっております。和東町を含めました和東町、笠置町、南山城村、この3町でございますが、現在、京都府の助言をいただきながら、3町村で一つのチームを共同設置するということで進めておるところでございます。

本年度、相楽東部認知症初期集中支援推進事業ということで、京都府新地域包括ケ

ア総合交付金の交付を受けまして、6月定例会で補正予算の承認をいただきまして、また、去る7月には相楽東部広域連合の予算の承認もいただきまして、委託をして取り組んでいるところでございます。

今年度の事業内容につきましては、平成30年度の事業実施に向けまして、10月に行われます認知症初期支援集中チーム員研修というものが神戸市のほうで開催されます。そちらのほうに和束町から2名、笠置町から2名、南山城村から2名、計6名の専門職が参加して、そのチーム員研修を受けていただくと。

そして、先ほど一般質問の答弁でも申し上げましたように、相楽東部3町村には3人の認知症サポート医という先生が在任されております。恵まれた環境の中で、生かしながら、この3人の先生方を中心に3町村の地域包括支援センターと保健師等の専門職を入れながら支援チームの体制を構築させていただきたいと考えているところでございます。

また、この初期集中チームの本年度の事業といたしまして、認知症の人やその家族が認知症と疑われる場合に症状の状況、また、いつどこでどのような医療や介護サービスが必要なのか、また、状態に応じたケアの流れがわかるような認知症ケアパスというものを作成させていただきまして、住民の方に周知させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

わかりました。合同設置ということでやっていただく。

この場合ですが、チームの配置場所、包括支援センター、これはどこに持っていけるのか、その件。

○議長（岡田 勇君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

現在のところ、案でございますが、まず最初に、相楽東部広域連合の規約等の問題がありますので、今年度については委託ということで準備事務を進めていくと。

実際、4月から承認をいただきましたら、当然、初期集中チームのもとになるものにつきましては、相楽東部広域連合ということになるわけでございますが、やはり規約の改正等が必要でございますので、そのあたりはことしのような形の委託という形になるのか、そのあたりはまだ詰め切れていないところでございますが、3人の先生方と3町村の地域包括支援センターがそれぞれのまちで動くという形になります。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

あとですね、認知症カフェにつきまして、茶源郷カフェということで和東町ではやっていたいております。

先ほども答弁をいただきましたが、これは不定期でございます。月に何回とかいうふうな形ではなっておりません。そこで私は、精華町にございます特別養護老人ホーム「神の園」に二、三日前に研修に行かせていただきました。これは本当に神の園のホームの一角を開放して、交流ホールというところを活用されまして、そして月2回、私が行った当日は、ケアマネさん、包括支援の職員、運動支援員という形で約20名くらいの方が参加をされておりました。本当に和東町には和楽という社会福祉法人、これは同じ立場でございます。そして、社会法人としては、地域に後見をしていこうという大きな目的がございます。ですから、そのところでですね、やはり今もやっていたいてはおりますが、その場所の設定、そして、そこに開放していただけないのか、その辺の今後の見通しですね、ぜひ一斉をとというふうに思いますので、一度検

討していただきたいと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

竹内議員がおっしゃいますように、和東町には二つの社会福祉法人がございます。
和東町社会福祉協議会、和楽会と二つの社会福祉法人がございますので、竹内議員から今、聞かせてもらった意見も含めまして、定期的に開催ができるようお願いをしまいたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

それともう一つ、物忘れ相談プログラムですが、多様化ということで、今回、よその自治体を見ておりますと、町のホームページに入れられるという、そういう制度がございます。そして、持ち運びしなくても自分の家でそれが確認できるという、そういうシステムがございます。これはこころの体温計のような形のものでありまして、お若い方と同居されている家族の方であれば、家族協力のもとでパソコンを開いて確認をするという、そういうこともございますので、これは認知症会員診断サイトのチェックシステムでございます。こういうところを活用してやっていらっしゃる自治体もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

そのシステムの利用料も含めまして、一度その会社等に相談しながら、ぜひ、認知症プログラムがうまく使えるような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

終わりますが、本町では第7次高齢者保健福祉計画というのがことしまででございます。これを見ますと本当に高齢化率が上がってまいりますので、ぜひ取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（岡田 勇君）

竹内きみ代議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時15分～午後1時00分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

なお、きょうは暑いようですので、上着を脱いでいただいても結構です。

村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回、私がさせていただく質問は過去に先輩議員が何度となく質問させていただいた件となると思いますが、よろしくご回答お願いいたします。

まず、猿対策についてお尋ねいたします。

現在、住民が最も関心を持っているのはサル対策といっても過言ではないと思います。私の園区でも出没すれば百頭単位となります。そして、最近では人なれしてしまい、威嚇するサルも多数出てきております。人に危害を加える危険性も感じます。

サルがふえ過ぎました。もはや追い払う時期は逸したと思います。捕獲するしか手はないと考えますが、町のお考えを聞きたいと思います。

さて、今年度予算で野生鳥獣個体数調整業務委託料として450万円計上されていますが、これは専門業者による麻酔銃、空気銃にてサルの駆除と聞いていますが、現在の実績はいかほどか、答弁願います。

次に、移住促進対策についてお尋ねいたします。

毎月送られてくる「れんけい」を見ましても、和束の人口、世帯数は毎月と言っていいほど減少しています。各自治体においても、この人口減少に対してはいろいろ対策を講じて対応されています。しかし、何をしてもすぐに結果が出るような妙案はありません。長期的な視点に立って進めなければなりません。

私は、最近、2人の茶農家の方より、「和束に住んで茶をやりたい人は結構いる。住まいを何とかしてほしい」と要望を受けました。移住希望者にとって住まいは何より大きな問題です。そこで、空き家の活用はできないものか。

和束町には利用可能な空き家が80軒余りあると聞いています。データベース化され、温存されているとのこと。今までどのように活用し、今後の利用はどのように考えているのか答弁願います。

この空き屋データは、伊吹課長時代に100万円かけて作成されたと聞いています。もう3年はたっています。空き家は劣化が進むのが早いので、早急に、そして真剣に取り組んでいただきたいと希望します。

最後に、移住希望者に対し、相談窓口は何課になっているのか。

今、府の移住推進条例に基づく特区は、現在湯船区だけですが、地域力推進課が担当しており、空き家データは農村振興課が管理している。まことにややこしく、責任分担が明確になっていない。どちらかに決めてほしいと思います。私個人的な考えは、一人でもいいから移住促進課、もしくは移住促進室なるものを設置し、積極的に移住相談を受けてほしい。これからの根幹となる行政と確信しています。答弁願います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま村山議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、サル対策についてであります。町としてはどのように考えているのかのご質問について答弁させていただきます。

村山議員がおっしゃるように、サルによる農作物被害や家屋、屋根、ひさしの損壊被害などに対しての訴えは多くあります。昨年末からことし初めに開催した町政懇談会でも、ほとんどの区でサルの問題が話に上がりました。

平成28年度にロケット花火や爆竹を地域に配付させていただき、住民の皆さんの追い払いもお願いしているところではありますが、ロケット花火の音にもなれてしまい、効果がないとの声も聞いており、何とかできないかと、京都府や関係機関に相談しながら防除対応に苦慮しているところでもあります。継続して国や京都府に被害の状況を訴え、有効なサル対策の・・・があれば取り入れたいと考えています。また、サルの移動の実態調査も実施したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今年度、専門業者に依頼すべく予算化しているが実績はのご質問については、担当から説明をさせます。

次に、移住促進対策についてであります。農業や地域の活動の担い手確保や町の活力を維持していくため、あらゆる手を講じて人口減少に歯どめをかける必要がありますが、この中で移住促進は人口をふやす取り組みとして特に重要であり、和束町の魅力の発信や東京や大阪に開設した府の移住相談窓口を活用して、町外から人を呼び込むとともに、住む場所の確保や移住者の定着支援といった町内の取り組みなど、外と中の対策を車の両輪で進めていく必要があります。

移住者を受け入れるためには、住む場所の確保が最も大きな課題であると考えており、和束町では、平成26年度に農村振興課において議員のご指摘の空き家調査を実施し、賃借や売買など活用可能な物件の調査を行ってまいりました。その後、京都府のほうで、移住促進条例制定の動きがありましたので、府が実施する施策に足並みをそろえるため、条例制定を待ち、制定された昨年からは、移住促進特区の指定や今年度6月補正においてお認めいただいた空き家改修助成などの取り組みを進めてきたところであります。

移住相談窓口でも、和束町の引き合いは多いと聞いており、今後は空き家バンクなど物件登録や紹介について、仕組みとして構築する必要があると考えております。このため年内をめどに空き家バンクの立ち上げ、府の移住促進条例に基づく支援策も活用し、さらなる物件の掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。また、サービス合戦になることは避けなければなりません、移住促進のための町独自の支援策についても検討してまいりたいと考えております。

移住者への相談窓口についてではありますが、移住促進は府と連携して進めていく必要があるため、地域力推進課が担当しております。一方、倒壊のおそれがある特定空き家は、地域住民の安心安全の確保の観点から、地域課題として農村振興課が担当となります。空き家は1軒1軒の事情が異なり、丁寧な対応も必要であることから、今後、移住者の住む場所の確保をさらに進めていくため、議員からご提案のあった移住対策を専門的に取り組む人員配置も今後検討していく必要があると考えております。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、村山議員のご質問でございます1．猿対策について町として

はどのように考えているのかのご質問につきましては、今ほど町長から答弁がありましたので、私からは（２）番、今年度、専門業者に依頼すべく予算化しているが実績はについて答弁させていただきます。

６月補正予算でご承認いただきました麻酔銃等によるサルの捕獲ですが、前回も依頼している業者でございまして、それは野生動物の保護や生態を調査研究を目的とした法人でございます。駆除のみを目的としておりませんので、その職員も獣医等の資格を持たれる等がございまして、現在もクマ、イノシシ、シカ、外来動物等で各種団体から依頼を受けております。現在、業務日程の調整中でございますので、いましばらくよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、２番の移住促進対策についてで、（２）番の移住希望者に対し相談窓口は何課なのかのご質問ですが、この件につきましては、後ほど地域力推進課長から答弁がございますので、地域力推進課長で答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

犬石地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

私からは、村山議員の一般質問のうち移住促進対策の具体的な施策についてお答えいたします。

具体的な施策といたしましては、空き家バンク、空き家改修支援、移住促進特別区域の３点となります。

空き家バンクについてでございますが、空き家バンクはＷｅｂ上で検索可能な空き物件情報であり、開設に当たっては、移住希望者と所有者が契約を結ぶ際に仲介を行う事業者を置く必要があります。

初代には仲介事業者がなかったこともあり、システム構築はなかなか進まない状況でございましたが、京都府を介して、府内市町村の空き家バンク運営で実績がある京

都府宅建協会に協力をいただきまして、バンクの開設・運営をしていく予定でございます。現在、宅建協会と協定締結に向け調整中の状況でございます。

また、平成26年度の調査結果は農村振興課と共有しておりまして、この調査をもとに約10軒ありました空き家提供に前向きな所有者に個別に当たりまして、現在のところ空き家バンク立ち上げ時には2件の物件の登録が可能な状況でございます。ほかの物件も現在交渉中でありまして、この空き家バンクへの登録件数をふやしていきたいと考えております。

次に、空き家改修支援といたしましては、これらを6月補正予算でお認めいただきまして、1軒につき府と町を合わせて180万円、2軒分の予算を計上しております。しかし、この予算を活用して改修するには移住促進特区に指定されており、かつ空き家バンクに登録されている必要があります。したがって、移住促進特区の特区指定というのを湯船区だけではなく町全域に拡大していく必要があると、今、考えております。

次に、移住促進特区についてでございますが、思いといたしましては、町内全体に広げていきたいと思っておるんですけども、区ごとに温度差があることも事実でございます。京都府からは、旧村単位での指定が望ましいというふうに言われておるんですが、区単位でも指定もできるように、小さな単位での指定もできるように、府のほうと調整してまいりたいと考えております。

空き家バンクを既に立ち上げております市町村によりまして、物件を登録すればすぐに制約してしまっていて、次々に供給していく必要があるとの話をいただいております。そこで、地元と連携した空き家情報の収集や所有者に働きかけ、また理解を得ることが大変重要になってきます。このため、空き家の継続的な供給体制をいかに確立するかを検討し、議会の皆様とも相談しながら制度化を進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

丁寧な答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

農村振興課長にお尋ねしたいんですが、8月のれんけいに、捕獲のため、おりの設置予定をしていると記載されているが、おりは何棟予定されているのか、ご回答願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、前の個数体調整の中では業者委託させていただきまして、1棟設置したんですが、今回は和束町有害鳥獣対策協議会が現在所有しておりますおりがございます。これのおりにつきまして、当初、餌づけをしておりまして、入り口が2カ所ございまして、その2カ所をあけた状態で餌づけしている段階では、サルが集まってきて餌を食べていたんですが、捕獲する段階で一方を閉めてしまった時点でサルが入らなくなったという事象がございまして、ちょっと手をこまねいていたというんでしょうか、そこら辺がうまくいってなかったところがございます。

6月の補正予算で扉の改良というんですか、スマホで確認しながら門を落とせるというようなシステムを今、見積もりをとっておりますけども、それを導入してその施設につけたいと思っております、議員のご質問の内容としましては、1カ所、現在予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

一昨年、府の補助もいただいて、何カ所かにおりをしかけてというときには、私が覚えているのは、B群、これは園区のほうを活動範囲にしているサルなんです、180頭と聞いておりました。せんだって課長に聞いたところ、現在は280頭程度はいると聞いております。昨年度は79頭捕獲してでもこのような数字になっているということは、かなりふえているペースが早いというようなことを思います。だから、そう思いましたら、やはり捕獲ということを考えますと、おりの設置はもう少し必要ではないかと思います。だから、その辺の予算組みをいかにしていただくか、これは先ほど町長もおっしゃられましたように、住民の大半の願いですので、その辺、予算化にならないのかどうか、その辺、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今現在置いている場所が、和東B群が移動している場所と見込んでおります。とりあえずそのあたりで、今、言いましたように、目視しながらサルを大量にとるといふ効果が発揮できれば、また、ふやしていけるかなと思うんですが、とりあえず、今、そのおりが有効に機能するかを確認したいと思います。

それと、議員がおっしゃったように、やはり絶対数、数を減らしていくのが大事なと思っております。サルの実態の移動関係ですね、しっかりと把握できてないところがございますので、そのあたりを調査しながら、こういった形でサルが移動しておるのか。実際のどの場所でどういうふうに構えていけば、もしくはそこで待っていればサルが来るのかというようなところも調査しながら、今あったように、究極のところは、やはり頭数を減らすということであると思いますので、そういった方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

課長、前々から言ってますね。園区には土地の提供を喜んでやっていただける場所があると。そこはサルの通り道になっているというようなことを課長には一昨年 of 1 2 月に言ったと思うんです。それから、全然、おりの設置が進んでないというようなことで、その提供者の人も、どうなっているねやというようなことを言われています。

やはりこれは人手も必要かと思いますが、もう待ったなしのような状態になっています。だから、町長、28 年度決算はいい決算ができましたので、やはりこういうところに重点的に配分していただけないかと思うんですけど、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

まず、対策がうまくとれるというのを考えていかなきゃならない。そういう中で、今、何度か提案いただいたということでもあります。

その中で、おくらしているというのは、それなりの理由、それぞれの所管の中で予算というよりも、やっぱり私どもはサルについては、今も議員がお尋ねされるように、どうしたら本当に個体数を減らしたり被害が少なくなるか、正直なところ、手を焼いているというのが現状であります。

いろんな対策をとらせていただいたんですが、今、ご指摘いただいているように、おりの設置の箇所が言っているところにつけてくれないという住民の思いがあるということでもあります。本当に効果があるというのであれば、所管課のほうで検討を進めていきたいと私は思っております。

それなりの何らかの理由があったのか、それなりの思いと、すれ違いの理由があっ

たのか、そこは所管課で答弁してもらわないとわからないところがあるんですが、基本的には、今、和東町挙げてこの問題は何とか効果を上げていこうという思いで取り組んでおりますので、効果が上がるというようなことが誰が見てもわかりそうなものが、何が原因なのかというところを明らかにしながら今後進めてまいりたいと、このように思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

本当に農村振興課もほかの仕事もたくさん持っていて、サルばかりには構ってられないというのはわかります。だから、本当を言えば、サル対策課なるものも必要なのかなというような感じもします。

せんだって、このサル対策に関連しましてですけども、名張市のホームページを閲覧しました。ちょっと読ませてもらいます。

それによると、「宇陀市と協力し、A群45頭、B群40頭の捕獲を目指し、A群は22頭、B群はわずか7頭までに減った。伊賀市ではもっと強烈で、平成14年春では11群800頭超が棲息、14年、15年度は18カ所におりを仕掛け、5群の430頭を捕獲」、これらの捕獲方法は昨年度和東町が行った方法と同じで、おりの扉を遠隔操作で閉じる方法です。8月後半に事務局より視察依頼を名張市に出していたのですが、9月議会が始まるとのことで、後日お願いしますとの返事でした。

近隣にこういうようなところがございますので、この定例議会が終わりましたら一度行ってみたいと思います。もしよければ、東本課長も一緒にどうですかね。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

前回か前々回のときも一緒に行かないかということでお声かけいただいているところでございます。その機会がございましたら同行させていただきたいと思います。

今ありました三重県名張市におきましても、A群が45頭、それからB群が40頭というところが22頭と7頭に数を減らしたということでございます。これにつきましては、県の研究所レベルと学校レベルというところで一致協力しながらモデル的に事業、国費を投入しながらやられている事業の一環でもあるかと思います。200、300という頭数で広域的に取り組まれて、サルを少なくさせたという経過もございます。

昨日、和東町有害対策協議会の会議がございまして、京都府の職員もございましたので、会議終了後につきましても、本町だけでは無理だということで、全国的にもサルの被害というのはかなり甚大になっておるということもございまして、京都府とも連携しながら広域的に取り組むような取り組みを何とかできませんかというようなことで、当日出席していただきました職員さんにもお話をしていたところでございますので、また今後、今おっしゃったような効果的な対策ですね、それを図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

私も今の名張市の話を聞いていますと、やはり和東町だけでは難しいと。できたら、宇治田原町と連携をとるべきかなというようなことも考えております。そういうようなことで、とにかく待ったなしの状態ですので、今後とも対策のほうをひとつよろしくお願いしたいと思います。

次は移住促進についてお尋ねします。

空き家データというのは、口頭で結構ですので、どのような形のものをデータ処

理されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

手元にあるデータにつきましては、家屋調査士に委託しまして、所有者であったり、それから所有者の住所であったりということで、登記簿謄本を確認させていただいておるのと、段階としては、地元の区長さん、周辺の住民の方の聞き取りをしながら、空き家であるというふうに見られた住宅に対しまして、住宅の地番ですね、それを調べた上で、それをデータ化して、所有者が誰であるかというようなところを確認したところでございます。それをデータベース化しながら、そのアンケートというんでしょうか、調査の中では、相手さんに対しまして、空き家ですかという問い合わせをさせていただいたと。

その空き家ですかという問い合わせで108軒の調査のうち約八十五、六軒が空き家でないという回答があったと。それで、残ったのが38軒ぐらいでしたか。そのうちで貸せますか、貸せないですかというような調査をした中で、最終的に先ほど10軒ほど出ておりましたけど、前回の議会の中でも、3月議会でしたか、たしか使える可能性は11軒程度になつていますというようなお答えをさせていただいたかと思っております。

それ以後も、今、ありましたように、空き家バンクという制度はございませんが、民間の中でご紹介されたりして、空き家として本町が持っていたデータの空き家をお貸しになられているとか、本町がデータとして持つておらなかった空き家が民間のお話の中でお貸しされているとかいうことで、その当時の調査時点での意向なりの調査が、また今の時期に来て変わっているというような状況もございます。

今後、移住促進条例ですね、京都府の条例に従いまして、地域力推進課にやってい

いただきますので、そのデータにつきましては移行させていただきまして、また今後、事業の展開を図っていただくといい形でございますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

その空き家データですけどね、以前に私も空き家データを拝見したいと申し込んだところ、個人情報を楯に断られました。

空き家いうものは、その地区の人は大体皆さん知っておられると思うんですね。私も園区の空き家でしたら全部わかります。しかし、よその地区はわかりません。しかし、地区の人がみんなわかっておられるということは、これは個人情報に当たらないんじゃないかと思うんですね。だから、何故、個人情報でだめだとおっしゃられたのか、その辺どうでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

言えば、家屋の所有者がどこの方だという形の、本来、法務局で調べていただくような内容で一覧表になっておりますので、それを一覧表でお見せするというのは、情報を集約させていただいておりますので、そのあたりで見せられないという答弁になったんかと思います。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

我々は目的があってそれを閲覧させてほしいというようなことを言っているわけで

す。個人情報というのはね、結局、我々は理解しにくいところがあるんですね。これは六法全書なんですけど、個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律ということで、総則として、「この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とする」。

第2章に、行政機関における個人情報の取り扱いとしまして、「第3条 行政機関は個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため、必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。行政機関は、前項の規定より特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない」と。

法律用語でわかりにくいんですけども、個人的に考えますと、要するに、個人情報で拡大解釈をしてはだめだというようなことに私はとりました。だから、今、課長がおっしゃられたように、実際、こちらも空き家解消、そして移住促進という目的に沿ってそういうデータがあれば活用したいと思いますので、個人情報保護法に当たるのか当たらないか、グレーゾーンだと思いますけども、その辺のほうのご理解をお願いしたいと思います。

それとですね、町長にお聞きしたいと思います。

第4次総合計画で平成32年度交流人口25万人という目標を立てておられます。昨年度の実績を見ますと、1人当たり落としていただくお金が1,600円程度というような記憶をしております。だから、25万人来ていただいたら4億円のお金を落としていただけるわけなんですけど、実際、昨年度は9万人でしたかね。

一つ、そこでお聞きしたいんです。

交流人口のうちにやはり和東町に移住・定住をしたいという方が出てくる可能性もありますが、その辺に期待はされておるわけですか、その辺をお願いしたいと思います。

す。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

当然、交流人口を高めることによって、今、言われるように、和東町に移住、そういうことを促進できるような施策というのか、そういう条件整備というのを整えていかなきゃならん。そのためにも、先ほど言われているように、空き家対策も大きな問題だととらえております。

空き家対策で府の条例で制定し、その適用をつけて今、地域力推進課長が申し上げておりますように、そういう方向でおりますが、和東町全町域がそういう対象になってないわけですね。いわゆるその特区に指定されるというのが一つの前提になっております。今、湯船地域が特区にされております。まず、来ていただいて、今、言われるように交流を深める。そして、その中から和東町がいいということで移住してもらう。その条件は空き家の一つの大きな条件です。まず、こういった空き家のバンクが設立できるようにしていこうということで努めているところであります。そういうことを考えていきますと、今、村山議員が言われるように、交流人口から定住人口、移住人口、移住者がふえてくるものと私は期待している。その施策であるというふうにとらえております。

逆上りますが、そのためにも、いわゆるバンク。今はなかなかバンクといったら資格者がいなくておくれております。近隣の市町村に比べると設立がおくれておりますが、しかし、今、話がありましたように、宅建協会のほうと協定を結びながら、そういったおくれを取り返して、とにかく今、言われた交流人口から移住につなげようと、こういう方向としてまちづくりを進めておりますので、もちろんそういう方向でやっておりますので、ご理解のほうをよろしく願います。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

そこですね、町長、一昨年、視察で岡山県の奈義町へ行ってまいりました。そこは人口 6,000 人余り、予算が平成 27 年度で 34 億 7,000 万円ということで、和束町とさほど規模的には変わらないといふところなんですが、やはりそこも人口が減ってきているということで、いろんな対策を練っておられます。

出産祝い金として、3 子からですけども、20 万円、4 子で 30 万円、5 子で 40 万円という出産祝い金を出されております。

そして、賃貸住宅も 81 戸、うち 60 戸は定住推進住宅で、以前からできているような建物ですけども、集合住宅 4 戸、そして一戸建てが 17 戸、これは写真ですけど、きれいな建物です。家賃も 4 万 5,000 から 5 万円という手輕な金額で、要するに、お子さん連れの家族を呼びたいというようなことで対策を講じておられます。

移住促進を図るに当たって、和束町の優遇策というものは何かありますか。その辺、答弁願いたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

犬石地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

移住のインセンティブといいますか、支援関係でいきますと、この前、6 月の補正で済ませていただきました京都府と一緒に支援する、金額的なものはそれだけになってございます。

状況でいきまして、町長のほうからも答弁があったんですけども、今のところ町独自の施策というのは、本当に今後検討していかなければいけないというふうに考えております。

空き家バンクにしましても、移住促進特区にしましても、あくまでも府の制度でして、一番、どういうふうにすれば空き家が掘り起こしができるかというのは、やはり所有者の理解とか、本当をお願いしていくと、ご理解いただいて提供していただくというところが一番の大事なところになっておりまして、今、京都府の施策にのってしまったら、確かに制度としては対外的にはきれいに見えるかもしれないですけども、でも、実際に所有者の理解がないから空き家の掘り起こしが進まないというようなことになっていきかねない。

また、相談窓口が外に設けていて、たくさん来ていただいて引き合いはあるけども、うまく地元とつなげないということになったりしますので、やはり町としてもしっかりと移住対策というのを取り組みまして、特に住民に近いところでたくさん呼べるように、たくさん掘り起こせるようにしていきたいという考えであります。

ただ、本当に具体的施策というのが府の条例を見ながらというところもあったりですね、なかなか進んでないというところはお指摘のとおりでして、今回、条例ができて府と一緒に進めていかなきゃいけないというところで、移住対策としましては、うちの課ということで町長からもありましたので、しっかりと進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

ありがとうございました。

あと一つ、これは今回、答弁者に選んでないんで答弁は結構ですけども、町営住宅のほうやはり空きもあるというようなことを聞いています。だから、その辺の活用も難しい面はあろうかと聞いています。限りない資産ですので、その辺の活用も十分考えていただいて、移住促進対策を講じていただきたいと思います。

私のほうはこれで質問を終わります。

○議長（岡田 勇君）

村山一彦議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから 1 時 5 0 分まで休憩をいたします。

休憩（午後 1 時 4 1 分～午後 1 時 5 0 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1 番、岡田泰正議員。

○1 番（岡田泰正君）

それでは私からは、基幹産業のお茶の展望と課題について一般質問を行いたいと思っております。

あすの和東町は大きな変化、時代の一大転換期を迎えようとしている、そんな意識を持っております。躍動する時代の入り口に差しかかっている予感がしております。その条件として和東町の現状を見誤らないことが重要であります。地方創生、インバウンドという言葉に踊らされ、その中に埋没する危険さもある。地方創生イコール観光事業と勘違いをしない。決してイコールではない。農業振興（お茶）も立派な地方創生の柱である。むしろ、ここを中心として考えていかなければ、貧すれば鈍する結末を迎えると危惧を覚えるものであります。未来を見据えた指針を持つことが重要だと思います。

犬打峠のトンネル化後のまちづくり、観光案内所を起点とした交流人口の増加、そして、ワールドマスタース世界大会のメイン会場としての開催は万全なる準備をして成功を期さねばならないとともに、新名神の開通、さらにその先には北陸新幹線の開通も現実味を帯びてくるだろうと思っております。このような各種のプロジェクトの華やかさに目を奪われがちの中で、お茶産業を取り巻く現状は、今後どのような展望を描けばいいのだろうか。

かつてより私は、「農業（お茶産業）の発展なくして和東町の発展、未来はない」

と思っています。が、基幹産業のお茶も大きな転換期の入り口に既に入っているのではないのでしょうか。お茶産業の置かれている環境を考えたとき、生産基盤整備並びに強化を力強く推し進めるときに来ていると感じておりますが、取り組む姿勢をお示しをいただきたいと思います。そして、強い農業、真に強い農業とは何か。

かつては、産地間競争と言われて久しいですが、ともに地域の中の農家間での競争も激しい競争を起こしております。生き残るための強い農業を目指していかなければならない。どのようにお考えなのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

一方、現場に目を移しますと、お茶生産者の高齢化のみが進み、振り返れば後継者がいない。明らかにお茶生産農家の世代交代に失敗した結果である。世界でどの国も経験したことのない少子高齢化の波は待つてはくれない。地方創生の旗振りで対策が打たれても、少子高齢化対策の効果はあるとは思えない。まして、生産農家の後継者不在、高齢者の体力の限界による労働、新規参入者の難しさ等の厳しい現実直面し、京都府景観資産は何時までこの美しい生業景観を保っていけるだろうか。先駆する観光産業と茶産業とともに並行して成長していかなければ和束らしさが表現できないと考えていますが、いかがお考えでしょうか。

本年はお茶のターゲットイヤーの一大イベントが開催され、大いに盛り上がっております。お茶生産地には大きな後押しになっており、感謝を申し上げたいと思います。町内の生産者の方々は単価が例年になく高く推移をした結果、一息ついておられるだろうと非常に喜んでおります。

そこで、JAやましろ様の入札状況一覧表によれば、平成25年度から平成29年度まで各年度の1茶、2茶の生産量の合計は平成25年は530万トンから、29年、ことしは632万トンとなり、比較19%の伸びとなりました。が、ことしの生産量がピークアウトになり、今後の生産量は右肩下がりに向かうのではないかと危惧をいたしております。

といいますのは、最近、和束町におきましては急速にてん茶産業の生産量がふえて

きております。この1茶、2茶のてん茶生産量の増加は被覆される茶園の寿命を著しく短くしております。以前は50年の寿命と言われておりましたけれども、てん茶加工を続けることによって、覆い茶の生産が続けば茶園の寿命は20年から30年になると言われております。老いた茶園による茶葉の品質低下が茶価格の低下を招いていくことにより収益の悪化につながる懸念があります。農家は30年を目安に今後改植計画を実施しないと、生産量、品質確保ができにくくなることを十分認識しておく必要があると考えております。

企業は一步も二歩も先を読み、より積極的な設備投資を行い、企業の活性化と発展を常に考えて事業を行っております。茶畑ではこの設備投資に当たるのが改植事業であります。

J Aでは平成23年度より「茶改植等支援事業」に取り組んでいただいております。本町の茶園農地面積は、おおむね500ヘクタールと推測されます。持続可能な茶畑、景観を保持していくためには、毎年14ヘクタール前後の改植が必要になります。大ざっぱで恐縮でございますが、過去の平成23年、平成28年度の平均改植率はざっと33から34%にすぎません。この数字は農家の生産意欲の低さと読みかえることもできるのではないのでしょうか。そこへ、高齢化に伴う耕作放棄地茶園の増加も脅威である。

そこで、効率化、能率化を図り、生産意欲を駆り立てる施策が今、求められているのではないかと。J A様が取り組んでいる改植補助金、また茶棚事業に対してそれなりの助成を考えていただきたいと考えます。

また、農道整備の助成金の復活等頑張る農家対策として、それなりの考慮をいただきたいと思っております。ご所見のほうをお伺いいたします。

次に、新規就農についてお伺いをさせていただきます。

農業を巡る不透明な情報が行き来する中にあっても、新たに農業を始めたいと考える新規就農者は年を追うごとに伸びてきております。農水省の調査では、5万人台で

推移していた新規就農者は平成２７年で６万５,０３０人となり、６年ぶりに６万人を超えたが、就農時に苦労した点は、①農地の確保、②資金の確保、③住宅の確保の順に苦労したというアンケートが残っております。①、②、③の問題に窓口はどんな指導とアドバイスを行っていますか。

そこで、将来の和束の茶業を担ってくれる新規就農者の確保にはどのような戦略で取り組み、茶業に関する具体的な情報発信が十分に若者の心に届いているのか、現場の生き生きとした取り組みを伝える術はされているかお伺いをいたします。

一方、４０歳未満の新規就農者の３割が５年以内に離農していると、食料、農業、農村白書からでございます。就農後の経過年数別に農業所得で生計が立っている割合は就農一、二年目で１４．６％、三、四年目では２４．９％、５年目以上ではやっと４８．１％で、経過年数が長くなるにつれ農業所得によって生計が成り立っているようでございます。

そこで、就農後の運転資金等の相談に適切なアフターケアの状況をお伺いしたいと思っております。

以上でございます。

再質問は自席より行わせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員よりいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、私のほうから、まちづくり特にお茶の基幹産業に取り組む姿勢、考え方を問うという総論のところにお答えをさせていただいて、（１）、（２）、（３）と具体的などころについては、それぞれの課長から答弁をさせていただきたいというように思います。

最初に、今、岡田議員の質問の中にもありましたように、一番大事なことは、和東らしさという言葉が出てまいりました。和東らしさというまちづくりの推進というのは、私も一つのキーワードだと思っております。

そしたら、和東らしさというのは逆にどうなんだろうかと考えたときには、やっぱりこの地域は古くから宇治茶の主産地として、お茶を基幹産業として、また生業としてまちづくりが進んできたというのは、これは歴史が証明している事実であります。これは今の和東らしさの一番大きな特色だと思います。

あわせて、基幹産業の茶業を守ろうと思ったら、基幹産業の茶業一本に絞って守ろうということはなかなか難しいわけですね。やはり和東らしさ全てをフルに動員として和東町のまちづくりを推進していく必要があるかと思えます。そのとき考えますと、やはり和東町にはすばらしい歴史もあります。これは奈良と京都の真ん中にあり、奈良時代から発展してきました。いわゆる興福寺だとか、そういった荘園地でもありました。そういう地域として和東町は発展してきました。それはそれなりに和東らしさがあっただろうと思えます。それを生かしていく必要があるかというように思っております。

そして、今度は茶業という全般的な自然の恵みに、そして地形状況全てを生かして宇治茶の主産地として成り立っている基幹産業であります。茶業が今日に続いているものだと思います。その意味で、気候もそうなんですけども、寒暖の差が非常にあります。これはうまみ、香りのもとであり、そういうもとになっておりますね。

それと、もう一つは、何といいましてもこの地形がですね、お茶は、よく言われておりますように、水持ちがよく、水はけがよくなければならないと言われていまして、水持ちだけではだめだし、水はけもしなきゃならない。非常に相反する条件がされているように言われております。そうしたことも和東町の土地は近隣にはない地質があります。そして、その足りないところは地形で水はけをよくするとか、そういうことになっている。そうなりますと、今、和東町にある全てがお茶に適しているだろうと、

こういうように考えているわけですから、これを伸ばしていくことが私は大事であろうと思っております。

真に強い農業というのはいろいろあると思います。和束町が大きな面積を持って機械化して、そして、たくさんつくと、こういう強い農業というのはなじまない。和束町の特質を生かして、よそにはできない高品質なお茶をつくるというところでやっぱり生かしていかなきゃならない。そのほうに真に強い農業を求めていこうとすれば、今、岡田議員が言われたように、和束らしさを生かした茶業振興をこれからもやっていかなきゃならない。それを生業とし、それを基幹産業として地域づくりをしなきゃならない。

和束町はそういう観点から、早くから、一言で言うと、元気に、そして健康ですね、健やかでいつまでも生きがいのある夢を持って、豊かな生活、これは理想なんですけども、そういう理想郷をつくりたいなと。この試練を生かして、特質を生かして、歴史を生かして特質をつくりたいな。それを一言でなかなか言えませんから、理想郷ではずばりですから、中国では桃源郷というのがありました。和束町には桃みたいなものはないわけですから、やっぱり茶源郷だということで、早くから和束町は茶源郷というテーマのもとに、そして、今、岡田議員が言われたように、和束らしさを生かし、そして、これからその発展にみんなが集中して努力していこうと、こういうことであらうと思います。

景観もその一つです。景観は人間でいえばどうなるか。顔色ですね。健康な色だと。この景観がきれいだからこそ生業の農家がある。生業の農家が荒廃地に農業がもうかなくなってきたら、健康が害するので顔色が悪いのと一緒に、景観が一遍に悪くなります。だから、景観がきれいだということは、人間では顔色がきれいだと健康体であります。だから、いかにもこの景観を守れるような、そんな農業をやるには、和束町の立地を生かした、特色を生かした、それを伸ばしていく。あくまでも和束らしさの農業をいつまでも続けていくと、これが基本姿勢だと私は思っております。

確かに、今、大きな転換期だと言われました。これは一時期のことだと私もとらえております。これにいろいろとあっちやこっちや振り回されるというのは、私はいかなものかと思っております。

和束町の農業の大きな特色はタフであります。そして、柔軟性があります。いわゆる非常に自由をきかせてやっておられます。近隣のいいとか悪いは別やないけども、一つの施設をつくってやられておる栽培については、玉露だったら玉露一本でありますから煎茶に変えられない。和束はフレキシブルというんですか、非常に自由があります。

例えば、煎茶であかなかったら、次はかぶせ茶にしようか。かぶせ茶であかんかったらてん茶でいこか。今、言われたように、てん茶でやっていくと年数が50年持つやつを30年から20年しか持たないと。そのときはもうけたかて、そんだけ変えていったら収量に問題あると、こういう話になってくるわけなんです、それやったら、また煎茶にも変えられる。かぶせ茶にも変えられると。これをほかの地域でこんだけころころと変えられることはないんですよ。だから、和束町はそういうところで持ってきている力強さがあるのではないかというように思っております。

はっきり言いまして、今、てん茶率が75から80%近くになりましたですね。一つ聞きますと、てん茶にすると、さっきの50年が30年になるけども、1年でとれる量は相当とれる。だから、1年間でとれる量と年数と掛けたら、煎茶の年数と掛けるのと変わらんだろうと私はそういうふうに思っておるんですが、これはそういう問題ではなく、この地域は口に合った需要に合わせて、そして供給していると。

今、需要は非常に和食のブームとか、世界的に抹茶ブームが続いております。それがいつまで続くか、これが非常に問題だと思っております。だから、和束町が皆、てん茶工場に変わることやなしに、やっぱり煎茶工場も維持しながら、そしてフレキシブルにやっていく農業体制、こういうことを変えていかなきゃならんと私は思っております。

確かに、今、言われたように転換期で、そのブームに乗るんやなしに、和東町の性格、特徴を生かせる和東らしさの農業をこれからも続けるというのは、私は基本姿勢だと思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。そういう茶業振興を図っていかなければならないというふうに思っております。そして、それらに生かされたまちづくりをしていきたいというように思っております。これからもその基幹産業であるわけですから、それに支えられたまちづくりをしていく、こういうことで、先ほどの村山議員の質問にもありましたように、いろんなことを変えていかなきゃならない。

確かに、ストレートに魅力のあるところを出すこともありますが、やっぱりじっくり和東らしさを発揮しながら、定住、移住の促進も図らなきゃならない。いろんな意味で和東の魅力を発信していく、その材料を和東町にはたくさんあると思っております。

和東町の農業には、よそにないすばらしいものがありますから、これを発信していけば、これはいつか非常に明るい見通しがあります。そこへもってまちづくりの条件が変わってきます。地理的な条件も変わってくる。そういうことを、今、言われたように勘案していきますと、じっくりと足を据えて、ある会社の社長が、慌ててするんやなしに、行政も年輪行政が大事ですよと。和東町の方角を間違わないようにして、そして、きっちり、がっちりと進めていく姿勢というのは私は大事だと思っておりますので、そういう方向で求めていきたいなと、このように思っているところで、これは基本的な姿勢であります。

3項目に分かれて、景観と、そしていろんな観光等の問題、それから移住の3点いただきました。その問題については地域力推進課長、また農村振興課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、岡田議員の私の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

犬石地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

私のほうからは、岡田泰正議員の一般質問の中の山なり景観資産の景観維持についての部分でお答えさせていただきます。

（２）の質問では、農業の部分での質問かと思うんですけども、私のほうからは、その景観を資産としまして、まちづくりの中でいかに生かしていくかという部分で答えさせていただきます。

現在の和東町の美しい景観は、先人が農業に取り組まれまして、開墾手法や収穫方法、農道整備などの技術の進展であつたり創意工夫により形づくられました世界で、和東町にしかない唯一無二の資産であると考えております。この和東町の美しい茶畑景観の保全育成を図り、次世代に引き継ぐとともに、住民が誇りを持てるまちづくりを進めるため、昨年５月に和東町景観計画を策定しまして、今後、条例制定に向けて、この景観を保全・維持していくための条例化ということをするために、昨年度は原山区と湯船区、今年度は白栖区におきまして、住民の皆様にも参加いただきまして、ワークショップを開催しました。そこで、景観を守っていくために必要な具体的な規制等について検討しているところでございます。

美しい村連合の加盟の再審査というものが５年ごとに行われまして、来年がその実施年度になってございます。その再認定の要件としまして、条例等の公的手段により、地域資源が保護されていることとありますので、この審査をターゲットにしまして、条例制定に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上をもちまして、岡田泰正議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、岡田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

１．まちづくりとにお茶の基幹産業に取り組む姿勢、考え方を問う。

（１）基幹産業のお茶農家と観光産業のバランスのとれたまちづくりの考え方とは。また、強い農業が求められようとしているが真に強い農業とはにつきましては、前座の部分、観光産業とバランスのとれたお茶の農家との関係につきましては町長から答弁がございましたので、（１）番のほうの強い農業等につきましてお答えさせていただきますと思います。

国は、消費者・需要者ニーズを踏まえた国産の畜産物の安定的供給体制の構築を図るために、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取り組みの推進、安全安心で効率的な市場流通システムの確立等が重要な課題といたしまして、その課題に対処するために農産・畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等、地域における生産から流通、消費地までの対策を総合的に推進するということで国のほうでは考えておられます。

本町では、高品質、高付加価値のお茶を生産することや生産性向上のための基盤整備、製茶設備の整備、第６次産業化など、将来に向けて農家がもうかる農業というのが強い農業ということであると思われます。ですから、それぞれその農家の取り組み内容につきまして、強い農業というとり方はあるでしょうが、やはり農家がもうかるというところに重点を置いた形の中での考え方が強い農業ではないかというふうに考えます。

また、（２）番の山なり景観資産の景観維持と、営農に対する圃場の基盤整備の充実をでございますが、山なり景観と圃場整備の基盤整備というのは相反するものであるかと思います。観光に活用できる美しい景観美は保存しなければなりませんし、圃場整備をしてしまいますと、山なり開墾という山なり茶畑がなくなってしまう。しかし、例えば、摘採が遅くなるかもしれませんが、新規に山の頂上を開墾する、谷深い土地を埋めて平たん地にして、そこで茶畑をつくって、平地での労働力負担を軽

減して収入を確保いたしまして、その山なり景観の維持に係る経費、経営安定対策というような形で維持していくことができるのかもしれませんが。

過去に既存の茶畑の基盤整備を検討したことがございます。茶畑は隣り合わせで違う所有者が所有されていることが多く、また、それぞれの茶畑におきましては、樹齢や品種、収益額も違いますので、なかなか隣接者同士の合意が得られず、一体的な基盤整備ができないという形で、頓挫といいますか、なかなか話が進まなかったという経過もございます。

また、茶園になるにはなかなか年数もかかりますので、やはりそういった経営を安定させる、また維持するために、農家さんの収益をいかにして確保していくかという、なかなか水田が圃場整備をして2年ぐらいで100%戻るわけではございませんし、やはり茶畑は5年ぐらいかかりますので、もとに戻るといふところの部分はいかにして補償してあげるといふんでしょうか、確保することが必要なのかなというところで、なかなか難しいところではあるかと思います。

次に、(3)番の新規就農者に対しての取り組み状況と、どのような支援と課題があるのかですが、新規就農者に対しての取り組み状況といたしましては、農業をしたいと希望されて和束町に来られる方のアプローチの仕方によりまして対応はまちまちでございます。初めてこちらのほうに来られる方もございますし、例えば、山城農業改良普及センターで就農相談をされて、話を聞きに来たという方もございますし、京都ジョブパークというのがございまして、そこに農林水産ジョブカフェというのがございます。そちらのほうで相談されて、また実態はどうですかということでご相談に来られたりということで、新規就農に対してのご相談はあることはあるんですが、なかなか就農という実態のところまで結びつく方は少ないかと思います。

その中では、よくあるのが援農支援員ですね。援農という形の中で農業体験をされて、これを一生の職業として選択される方はございますが、その方につきましては、援農している農家さんに教えてもらったりという形で就農に結びつくことが過去にあ

ったかと思います。

また、支援に関しましては、平成２８年度までは青年就農給付金ということで、４５歳未満の独立自営就農をする方につきましては、経営不安定な５年間の農業収入を確保するために、年間１５０万円の給付をする国の制度もございまして、本町から支給させていただいているところでございます。

また、平成２９年度からは農業次世代人材投資事業ということで名称が変更されて、これまでより採択条件が厳しくなっておりますけども、内容的には同様の事業で、条件が適用すれば、年間１５０万円の収入の補助という形で国の制度があります。

課題といたしましては、農業部門にそれぞれ課題がありますので、一概に言えませんが、１番が営農開始に当たっての農地の確保、それから、２番は機械や設備の保有が挙げられると思います。現に、昨年、今、議員がおっしゃったアンケートの結果につきましては、本町のほうでも何名かの新規の就農者を選びまして、そのアンケートにご協力いただいたという経過もございまして、やはり同じような形でそういったところが問題であるというような答えが上がっておりました。

また、農地や機械がそろったといいましても、土地を貸していただくというところに非常に壁が高いというところがございます。農地法上の規制といたしましては、借りるにいたしましても、４０アール以上ですね、４反以上の利用集積なりを図っていただくと、なかなか農地を持てないというようなところでもございますので、そのあたりもいろいろ検討しながら、やはり就農しやすいというような形の状態をつくっていかねばならないというようなところも農業委員会のほうでも審議とされているところでございますので、よろしくお願いいたします。

答えになったかわかりませんが、済みませんが、以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

１番、岡田泰正議員。

○ 1 番（岡田泰正君）

ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

観光とか農業という形で非常に幅が広がってまいりますので、焦点を絞らせていただきながら、私は、農家を守る、農地を守る、そういった基盤の立ち位置でこれから再質問をさせていただこうかなと思っています。

まず、現状の和束町の第 1 次産業、お茶を特化させていただきまして、生産に携わっておられる高齢化率は一体何歳ぐらいになっているんだろうか、そして、茶生産家の純粋たる農家戸数というものはどのような推移をして、現在、何戸ぐらいが頑張ってお茶生産をやっておられるんだろうかというところをですね、まず、現状の段階を踏まえさせていただく中でご回答いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

茶生産農家の高齢化率ということで今ご質問いただいたと思うんですが、平成 27 年度の統計ですね。農林業センサスによりますと、販売農家でございますが、544 人ということでございます。278 人が 65 歳以上ということで、農業に従事される方の全体の就農率といたしまして 51% が 65 歳以上の方であると。ただ、平成 22 年のセンサスによりますと、全体数として 844 人、308 人が 65 歳以上ということで、36% ということでございまして、かなりの数字で高齢化していると思います。

ただ、やはり 65 歳以上につきましては 80 歳の高齢者の方もございますし、農家の中でおられるんでしょうけど、農業労働力としてリタイアされているというところもあるかと思いますが、一定、動けるところまで頑張っているのかなというふうに思います。

あと、茶農家数でございますが、今、言いました農林業センサス、平成２７年で２５８戸が販売農家という形で抑えさせていただいております。そのうち専業農家が１３５戸、それから兼業農家が１２３戸、そのうち第１種兼業農家が５７戸、第２種兼業農家が６６戸ということでございます。

その１０年前ということで、平成１７年には３３７戸が全農家数、専業農家が１０９戸、兼業農家が２２８戸ございまして、第１種兼業農家が１２５戸、第２種兼業が１０３ということでございます。

ただ、これにつきましては、やはり農家の減少、当然、農家を廃業されている数はあるんですが、このデータによりますと、専業農家が１０年前より２６戸ふえているというような状況ございまして、農家全体としては下がっておりますし、第１種、第２種も減少しておりますが、専業農家はふえているということで、第１種兼業農家の方が農地のほうをふやされて専業化に踏み切られた。また、息子さんがまちから帰って来られて、茶業に魅力を感じて、家の農業を引き継がれたのではないかなというふうなところでございます。

○議長（岡田 勇君）

１番、岡田泰正議員。

○１番（岡田泰正君）

今、ご回答いただきましたように、和東町においては高齢化率が５１％というお話を聞きました。同じく、全国の農業センサスの統計では、２７年度では６６．３でしたかね、それぐらいの高齢化率でありまして、大体１５％ぐらいの開きで和東町の茶業にかかわっておられる方の高齢化率は若いということで、元気な和東町という形をイメージでとらめたわけでございますが、全国の６６％というのは、１種産業でいまましても水田との兼業農家、そういう方が結構含まれておられますので、そういった方を除くと６６という数字も、もうちょっと緩やかな数字になってくるんだろうかと、このように思っておるわけでございます。

私も先ほどからご質問をさせていただきましたけれども、以前は煎茶のまち和東町というふうな形で煎茶一辺倒、１００％近くが煎茶の事業としてお茶生産されておりましたけれども、先ほど町長おっしゃっていましたが、一番茶、二番茶を通じまして、２９年度では大体７９から８０％の生産量、お茶の生産高の８０％ぐらいがてん茶加工となっておるというふうな形になっておりまして、５年前は大体六十数％、そこから大体５％、１０％というような形でふえておりまして、ついに８０％台の大台に乗ったというふうなことで、統計的にはそういうような形で理解をしているわけなんですけれども、そういったことで、町長が前から言っておられるように、香りの和東町だというようなことをおっしゃっていましたが、今回はてん茶というような形のウエイトが生産量では日本一だというふうな形で自負をするわけなんですけれども、煎茶からてん茶に変わって行って、その景観がお茶を刈るときには山なり景観の山じゅうが真っ黒の衣服をかぶっているというふうな状況を考えたときに、今の生産における町長の考え方、気持ち、感想はどのように今お考えになっておるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今の質問にお答えさせていただく前に、私もこの和東の茶業を振り返ってみますと、数字統計的なものは先ほど課長からも答弁させていただきましたけれども、当初、各農家が家に全部工場を持ちながら、そして、それぞれ茶業をやっておられた。それで個々で持つようになかなかいかない。機械が高くなってきた。工場、それが共同工場になってきて、そして共同工場中心の経営になる。その共同工場が大きくなってまいりました。そして、小さな規模の農家、共同工場もできない農家は、農協がそれと一緒にやっていっていると、そういうことで一時やってきたわけなんです。

それと並行して、今からてん茶のほうが見えてきて、今、てん茶の工場というのが

和東町に非常にふえてきています。また、逆に、共同でやっておられるというよりも個々でやっておられるという面もあるわけなんです。そういうものが今ふえてきています。

先ほど黒くなった景観と言われますが、時代の流れとして、生業としてこうして進んできたのかな。茶業をとにかく和東の茶業、和東らしさを発信して、そして和東の茶業に誇りを持って、そして進めておられる農家の姿勢があると思います。そこにはエネルギーを感じます。

今、和東町の後継者の率は京都府下で一番です。後継率ですね、若い人の4Hクラブとか茶業青年団、そのように考えますと、これは比較して一番やけども、絶対的にはやっぱり少子高齢化は進んでおります。それに対してこれからは何が必要かといったら、農地バンクだと。時代に対応した対応をしていかなないとなかなか難しい。そして、先ほどのように、移住される方とか新規就農者、そういった総合的な農業振興策を図っていく必要が私はあるというふうに思っております。

それと、和東町の農業といいますのは、大きくやるというのもありますが、もう少し小さい規模で成り立ってきているわけです。これから働く方が65歳が定年というように国のほうでは動いておりますが、今は大体55歳から60歳というので定年になってこられます。そして、あるのは、そのときに和東町で農業をしに帰られる方、そして、子供さんが農業をされるというのがふえてきておりまして、専業農家と先ほど言いましたように、逆にふえたりしてきている面があります。

このように考えますと、集積をかけ大きくやる、もう一つは、水田といろんなことをやりながらやっていこうとされている高齢農業ですね、そういう農業と非常にでき得る地域であるわけなんですね。だから、そういうことに魅力を感じる。いつまでも農業で、そして野菜づくりとか、そういったことを生涯やれる。それも福祉農業という観点からも可能な地域であるわけですね。総合的に農業というのは、専業に特化するんやなしに、ずっと和東らしさでやっていく。これは両面いけるんですね。

それともう一つ、例えば、先ほども答弁いたしましたように、宇治市で玉露をやっておられる方、もう玉露あかんさかい、てん茶まではできるか知りませんが、煎茶でいこうというのはなかなかできません。変わったは戻れません。ほかにも機械の関係で戻れない。京田辺はてん茶だと思うんです。なかなか煎茶に戻れない。和東町のてん茶は煎茶を軸にしていますね、今でも。面積は25減りましたが、いつでも煎茶に戻りますよという体制。だから、煎茶とてん茶と高く売れるときにフレキシブルに動いてやっている。小回りのきく農業、これも和東らしさだと思います。よそはこんなことはできない。

それと、てん茶についても非常に土質が合っている。いわゆる土質が合っている。だから、言われるように、てん茶をやられたときには、和東町は二番茶までとったらいけるのとか、てん茶を2年続けてやったら大変だねというのが今から15年か10年ほど前の話です。今、てん茶で2年も3年も4年も続ける。そして、今、二番茶までやってしまう。そんだけ連作しても何してもこたえないてん茶、これは和東町の誇りだと思います。

お隣のことを悪く言いませんが、和東町に続けて今、てん茶されていますが、本当にそういう土質が合うかどうか。そのときにうちが耐え抜いて生きる。連作で、先ほど岡田議員が言われたように、お茶がとれんようになる。これがこれからの時代で迎えようとしています。このとき和東町は土質から全部合っているということで、非常にタフな農業をやっております。このことがこれから生きると思います。だから、和東町の農業はもっと私は誇りを持っていくべきだと思います。

だから、景観についたかて、先ほどその生業で景観になってますから、黒くなったさかいとか、白くなったさかいとか、これも生業の景観ですから、これは汗水流している景観ですから、緑が景観じゃない。緑の景観を見に来てほしいというのやったら、今、来てくれはったらいいですよ。間は黒であろうが、白であろうが、茶色であろうが、これは刈りた茶とかね、緑になったりこれも一つの景観です。これは農家の

汗だと思っていますので、これはだめだと言わない。今、美しく村連合というのは、生業景観そのものを生かしてやっていますよというのを売りにしています。夏だったら何もかぶせてませんから、非常に緑のきれいなお茶ですよと、こんな訴え方をしています。

そういう意味で、景観は生業ですから、何が景観が美しいかという固定観念やなしに、逆に、農家がつくり出されてきた景観が美しいんだと、こういうとらえ方のほうが私は正しいというふうに思っております。そういう考え方を持っているということでご理解いただきたい。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田泰正議員。

○1 番（岡田泰正君）

今、町長、答弁いただきました生業景観についての議論をいただきましたけれども、黒でも茶色でも白でもいい。これが生業やというふうなことをおっしゃってましたけれども、これについて、地域力の観光を売り物にしたプロがどのようにお感じになるのか。あるいは、町外から和束町の景観というものに対する観念をお茶のシーズン、きれいな緑の山並み、生業の山並みの景観を期待して来られる観光客、そういった方々に対してどのように理解を求めようとされるのか、その考えに相反したことをあえて質問させていただきますけれども、その辺の考えはいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

犬石地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

今の美しい茶畑景観の観光的な利用というところなんですけども、短期的に見るものと長期的に見るものというふうに考えております。

短期的には、観光的には余り喜ばれないかもしれないですけども、それを長期的に

見ることで、中では茶畑景観を維持していくことが将来の美しい茶畑を守ることにつながりまして、今後にわたって守られることが日本にここしかない、この美しい茶畑景観はここしかないということで、これを見に来られる多くの方というのもふえるのではないかと。ですので、短期的にはそうかもしれないですけども、将来にわたってこの景観を維持していき、また、住民の皆様にも誇りを持っていただくためには、こういった形であれ農業を維持していくことが重要だと私は思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田泰正議員。

○1 番（岡田泰正君）

ちょっと時間があれなんで、議論を変えさせていただきたいと思います。

先ほど私の通告の中で、J A さんが改植の補助金を 23 年度から、これは国策の事業なんですけども、やっていただいておりますわけなんですね。これは全国的に茶畑のほうで J A さんが取り組んでおられるわけなんですけども、国といたしましても、お茶の生産、植採をされてかなりの期間がなっております。これからお茶産業を盛り上げていくためには、やはり改植事業というものを進めて、古くなった園を新しくしてやっていかなきゃならないと。その支援の同推進の頭にですね、茶については品質向上や魅力ある商品づくりは、収益性の強化を図ることが近々の課題である。このため茶園の若返りや競争力のある品種への転換のための茶種の改植等が促進されるようによ、改植及び収益となる機関に対する支援を行いますというふうな形で改植をさせていただきますと 12 万円ですね、それから、改植に伴う未収金、何年間か収穫できませんので、これを 3 年間ですね、1 年当たり 4 万円という形で補助をいただいておりますわけです

これで和東町の方についてもかなり改植をされているわけなんですけれども、これの補助があっても、なおかつ 2 ヘクタールぐらいの面積しか改植が行われていない状

況なんですけども、私が非常に心配しているのは、先ほど町長がおっしゃってましたけども、3年でも4年で一茶、二茶着せても大丈夫だというようなことをおっしゃいましたけども、これにはかなり農家さんの肥培管理とか、茶園管理とか、非常に卓越した管理努力と、技術というものがあってこそ成り立っているものですから、その辺のことをまたひとつ誤解のないようにお願いをしたいと思っております。

そこで、和東町といたしましても、この制度が来年はあるんですけども、また再来年と連続して続いていくという保証は今のところないらしいんですね。だから、毎年募集して、それなりの規模があれば国策として補助していこうというふうなご回答をいただきました。それにつれて、つけ込むわけじゃないんですけども、これからの茶園の荒廃と、あるいは収益の低下というものを考える中で、町としても事前に何らかの補助的なことをお考えいただいてもいいんじゃないかと思っております。

それにかわるものとして、今、私が考えるのは、茶棚の普及ですね。やはり茶棚の普及は直掛けのネットじゃなくて、茶園に優しい被覆だというふうに言われております。これについては品質も結構上がりますし、金額的な面も高く、収量も多いというようなことで、有利さは農家にあるわけなんですけれども、非常に棚の初期投資が高いと。これも1反当たり何ぼというふうな形で固定するんじゃなくて、いろんな茶畑の形状がありますので、この傾斜の強いところには、結局、本数がたくさん要って経費が高くつく。平地の四角のところが一番安く経費が上がると。いろんな多様な面がございますので、農家の方もそれなりに進みたくても一步踏み出せないというふうな感覚がございます。町としてもそれなりの政策いますかね、考え方といいますか、駆使をひとつお願いしたいなと、このように思うわけなんですけども、その点のお考えについてお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

ただいまありました茶園改植、国費の事業だと思うんですけど、たしか平成 22、23 年ごろにできた新規事業でございます。そのとき、町と J A ということで、近畿農政局のほうで説明を受けまして、事業実施主体が J A であつたり共同工場組織、そういう組織に対して国費から直接補助金を打つというような事業でございました。それにつきましては、改植後の年間の減収についても補償するということで、議員がおっしゃったように、そのような形で、今、動いておりまして、J A の募集によりまして J A が取りまとめてやっているところでございます。

従前、和束町、また京都府の茶業振興対策事業ということで、京都府の事業と本町の事業を合わせまして、優良品種茶園改修事業というんですか、改植事業は今現在ございます。ただ、J A がやっておられるほうが、植えた後 3 年間とか、一定の期間中の収益補償もございますので、農家さんといましては、J A のほうのその事業にのるほうが有利であるということで、本町も予算化はしておるんですが、優良品種改植事業というのは、現在、本町のほうでは J A さんは取り組んでおられないんですが、予算化はさせていただいているところでございます。

茶棚につきましても、茶園の環境改善事業ということで、茶棚の事業を本町も京都府の茶業振興対策事業の中で、和束町もその事業という形で、一旦、補助金を上乗せした形で持つておるんですが、今、J A に京都府から直接、茶園の棚に対して出す事業がございます。それは茶棚リース事業という名前だと思うんですが、それにつきましては 50 % の補助率がございます。また、リース事業でございますので、農家さんにつきましては 8 年ぐらいのスパンお支払いできると。一遍にお金が必要ないということで、本町のほうでも予算化は毎年させていただいておるんですが、やはり人気ある事業のほうに、また農家さんとしての低いほうがということで、そちらのほうを導入されているということでございまして、今、議員おっしゃるような制度、補助金といましては、毎年計上はさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

ます。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田泰正議員。

○1 番（岡田泰正君）

そのことは承知いたしてはいますが、J Aさんのほうがより有利な運用方法であるということで、そちらのほうに向かわれておるといようなことですので、もしこれがなくなってきたときには、また、その補助率を上げていただくとか、いろんな具体的な支援対策というものをお願いしておきたいと、このように思っております。

それからですね、農道についてお伺いしたいと思うんですが、以前は農道の整備事業というものが行われておりました。これは私、どのような形でこの政策がなくなったのか理解してないんですが、近年、考えてみますと、車の車幅が過去2回にわたって幅が広くなりました。従来より20センチないし、それ以上の幅が広がったことによりまして通行が非常に困難を来しておる。

これは農家さんサイドの話なんですけども、それについて農家さん対応してくださいねと言っても、なかなか今、対応していただいてないというのが状況でございます。まして、今、申し上げましたように、茶棚とかいう形になってきますと、ポールを立てますので、それ以上の面積が農道として必要になってまいりますので、その辺の補助も含めて、今後お考えいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

その補助金につきましては、現在も条例上、残っております。農道整備事業という形で平成3、4年ぐらいまでは、各受益団体等組織という形でつくっていただきま

して、利用者が直接工事をしていただいて、その材料に対して補助金を出していただいていたという事業かと思います。

この事業につきまして、5、6年ほど前でしたか、経済対策で一度交付金という形でお金がおりてきたことがございます。そのときの活用ということで、十何年ぶりに一回限りでございましたけども、農道整備事業ということで、事業費ベースで750万円程度、国のほうからいただきましたので、補助金はあと半分でしたので350万円ぐらいいただきましたので、それで事業をさせていただいたというようなこともございます。

農道につきましては、一定、整備もついたというところもございまして、また財政的にも厳しい時期もございまして、そういった形になっておりますけども、そういう時期もほぼ終わりのところですね、するところがなくなってきたわ的な声も聞いていたところで、そういったところでなくなっておりますけど、2回目の経済対策のときは、今までは新規のところでしたけども、老朽化しておるということで、その部分も可能という形でちょっと拡大させていただきまして、整備はさせていただいたと思っております。また、各営農組合とか、そういったところからそういう要望が上がってくるようであれば、また検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田泰正議員。

○1 番（岡田泰正君）

もう少し就農の方についてお伺いしたかったわけなんですけれども、最後になりますけども、これは提案というような形でお聞きをいただきたいと、このように考えております。

世代交代とかですね、後継者の育成に農業経営者の方は失敗をされたというふうにお話しさせていただきました。そして、その方々は既に高齢化し、経営者として新規

就農者の方、あるいはUターンされる方、Iターン、Jターン、こういった方が来て、農業に取り組んでいこうとしている方に対してですね、今後、適切なアドバイス、また技術指導というものが非常に困難になって、希薄になってくる、行き届かなくなってくる、そういうことが予想されるわけでございます。

そういった懸念を払拭するために、技術指導員的な専門的な知識を持った方を農村の分室みたいなところに設けていただきまして、お茶の営農指導、新規就農者に対する発信基地、茶源郷を名実ともにその名を磐石のものにする必要があると思います。

煎茶生産量は府の2分の1を誇っておると。てん茶生産では日本一であると。いろいろ申し上げましたけれども、日本茶800年の歴史、あるいはまた府景観資産第1号、お茶に対してはいろんな期待もあるわけでございます。その一方で、生産農家に対する技術指導、あるいはアドバイス、そういったことが農村の中では専門技術の方がいらっしやらないというふうな方で、農家の方は友達に聞いたり、先輩に聞いたり、いろいろされているわけですが、その技術指導が行き届くように、今後そういった指導員の方を招き入れて、一本化した技術等を行っていただくようなお考えをいただきたいと、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

本町のほうの人員配置という形では私は答えにくいですが今、京都府農業改良普及センターということで木津にもございます。また、営農指導員ということで、JAのほうにもおられます。実際的にはそういった形で指導組織はございますので、そちらのほうにまたこちらから声かけさせていただきまして、現状も動いていただいていますけれども、今後もそういった形でお願いしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田泰正議員。

○1 番（岡田泰正君）

いろいろとお願いいたしましたけれども、提案させていただきましたこと、また、いろいろと要求させていただきましたことにつきましては、今後また真摯にご検討いただきますようによろしくお願いいたしまして、一般質問を終らせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

これにて、岡田泰正議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後3時まで休憩をします。

休憩（午後2時51分～午後3時00分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○6 番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。

日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第1に、簡易水道料金的大幅値上げ計画の撤回をについて伺います。

町は今年3月に「簡易水道事業経営戦略」を策定し、その中で水道料金について、統合事業の完了予定の翌年度である平成32年度に25%の値上げとなる料金改定を検討するとしているが、その件について3点聞きます。

1点目にまず確認であります、平成32年度から検討ではなく値上げするということでしょうか、確認をさせていただきます。

2点目に、「経営戦略」を水道委員会は了解されたのでしょうか。また、議会にはその旨、報告をされたのでしょうか。

3 点目に、そもそも 25% 値上げの根拠は何でしょうか。

次に、値上げした場合の住民生活への影響をどうお考えでしょうか。

生活破壊や命の危険、滞納の拡大など、どのように検討したのでしょうか。

次に、住民や議会への説明、情報公開については今後どう進められるでしょうか。

最後に、値上げありきの計画は撤回され、再検討を求めたいと思います。明確な答弁を求めます。

第 2 に、安心できる国民健康保険をについて伺います。

まず、来年度から開始予定の国保運営の府への一元化について 3 点伺います。

1 点目に、標準保険税率の試算額はいつ公表するのでしょうか。早期の公表を求めます。

2 点目に、健診や人間ドックなど、町独自の保健事業は一元化後も継続する方針でしょうか。

3 点目に、一般会計からの法定外の繰り入れを採用し、税の引き下げや保険事業の充実等に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、町独自の国保の改善について 3 点要望いたします。

1 点目に、18 歳以下の子どもに係る等割額の軽減を求めたいと思います。

2 点目に、税一部負担金の条例減免の基準の明確化を求めるとともに制度の周知徹底を図り、適用の推進を求めます。

3 点目に、国保税滞納分の税機構への移管中止を強く求めます。

以上について、明確な答弁を求めるものです。

第 3 に、スズメバチ巢の駆除支援の制度づくりについて 2 点伺います。

1 点目に、スズメバチ巢の駆除は特に危険度が高く、専門性も必要ではないかと思っています。防護服を貸し出すのみで、自己責任において駆除させるのではなく、既に他自治体で取り組まれているように、専門業者に委託をし、負担なしで駆除できる制度の整備を求めます。

２点目に、この駆除についての必要な情報提供を充実させるべきと考えますが、いかがでしょうか、明確な答弁を求めます。

以上であります。自席で再質問させていただきます。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員よりいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、簡易水道料金の大幅値上げ計画の撤回をについてであります。今回の統合簡易水道事業をめどに料金改定を計画している旨、平成２８年度に計画立案しました和東町簡易水道事業経営戦略に明記しています。

和東町簡易水道料金につきましては、平成１９年４月に改定をさせていただきました。当時の委員会におきまして、適切な時期に料金改定を行うという意見を附帯意見としていただいております。

和東町の簡易水道事業は、昭和２９年度より開始し、平成９年度から進めた統合事業により、まず、和東中央簡易水道事業として水源の確保・湯船・原山東部・中平田・杣田水源の統合を行い、平成２７年度から木屋西部水源の統合事業により和東町における簡易水道事業は一元化され、本年４月からは一水源から和東町全世帯に給水を行っています。

値上げありきの計画立案というご質問であります。世帯に安心安全な水道水を供給する観点から、施設の老朽化に対する対処、日常の維持管理経費など特別会計で賄うために必要な費用を今後の１０年を見据え算出しますと、一定率の値上げが必要となっておりま。

その要因といたしましては、和東町の地理的要因が大きく影響しており、和東町は集落が点在しているため、各集落を結ぶパイプラインが延び、それに伴う有効使用水

量の率がかなり低くなり、十分な料金収入を得ることができません。これは地理的要因によるコスト高でございます。こういった現状をご理解いただき、料金の一定の改正にご理解とご協力をお願いいたします。

その他の質問項目につきましては、担当課長から答弁させます。

次に、保険事業の継続でございます。

保険事業につきましては、昨年度、特定健診の自己負担を無料に、また人間ドックも基本3割負担とするとともに、節目ドックを導入し、節目は2割負担といたしました。これによりまして、それまで35%前後で推移していました人間ドックも含めた特定健診の受診率は、若干ではありますが、アップし、37%を超えることとなりました。今後も被保険者の皆さんに、自分の健康について関心を持ってもらい、生活習慣病などの早期発見、早期治療や予防に重点を置いた行動、例えばスポーツをする、栄養に気をつけるなど、健康長寿を目指していただくことにより医療費の抑制につなげるため、保険事業は最低でも現在のレベルは維持していきたいと考えています。

続いて、③の一般会計からの法定外繰り入れについてでございます。

基本的には、地方公共団体の会計は独立採算制を採用しており、一般会計からの繰り入れは例外として認められていると理解しております。

国保会計については、本町では現在、法に基づく繰り入れは行っておりますが、法定外繰り入れは例外中の例外であると考えます。さらに保険料軽減目的での一般会計からの繰り入れとなりますと、その一般会計の財源には被用者保険の方が支払われた税金も当然含まれております。また、被用者保険の方が支払っておられる保険料には、国保への支援金も含まれており、いわば二重払いと言えます。住民の半数以上が被用者保険の被保険者であるという現状をかんがみますと、理解を得られるのかという疑問が残ります。

よって、さきの総務厚生常任委員会でも申し上げましたように、現状では法定外繰り入れは考えていないということでご理解をいただきたいと思います。

保険事業の充実につきましても、現状の予算の範囲内におきまして、工夫して取り組みたいと考えております。

次に、2の町独自の制度改善をについてでございます。

まず、①の子ども均等割額の軽減をでございますが、均等割額については、国民健康保険税条例第5条におきまして1人2万6,000円、第7条の2におきまして1人8,000円として規定されておりますが、これを軽減するとなりますと、ほかにしわ寄せがいくことになります。

ご質問の趣旨では、一般会計からの繰り入れを充てようということだと思いますが、先ほども答弁申し上げましたように、被用者保険の被保険者も含め、住民の理解を得られるかどうかは疑問であります。それよりも、先ほどの竹内議員の一般質問の答弁もあましたように、子育て支援医療の拡充に着手することによって広く子育て世帯への支援を行うことが、より公平であると考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次、②についてでございますが、担当課長から答弁させます。

最後に、③の税機構への移管中止については、構成団体である本町と税機構との協定に基づき移管しているところであります。国保税につきましては、本町の国民健康保険特別会計、国保財政の健全な運営のために必要不可欠な財源であるとともに、医療給付になくてはならない財源でもあります。被保険者の皆さんが安心して医療給付を受けていただくために応分の負担をお願いしているところであり、その徴収に当たり、滞納分について地方税機構に移管し、滞納徴収の専門組織として、法に基づき専門的なスキルとノウハウにより徴収に当たっていただいております。

払いたくても払えない、資力も何もなく払えないという方につきましては、消滅時効を待たずに不納欠損処理が行われることがあります。これはその処理によって現年度の納税に充てていただけるようにということでございます。実際、移管分も現年度分の収納率を徐々にではありますが、上がってきている状況でございます。よって、

滞納税に係る税機構への移管は今後も継続する方針でございます。

次に、スズメバチの巣駆除の支援制度、（１）スズメバチの巣駆除は特に危険度が高く、専門性も必要ではないか。専門業者に委託し、負担なしで駆除できる制度の整備をのご質問について答弁させていただきます。

和東町は自然に恵まれた地域でもございますので、スズメバチに限らず、自然には多くの危険動物がおります。その一つとして、町が行っております有害鳥獣駆除もその一つでございます。住民の皆様をお願いするには、コストの面等含め厳しい事項については行政が行い、住民の皆さんのご協力によりまして対応していただける事項については、従来から住民の皆さんをお願いをしております。このたびの質問に関しては、従来から住民の皆様のご協力にて防護服の無料貸し出し対策でさせていただいておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（２）の駆除については、確かにスズメバチに刺されると、刺される場所によっては命も奪う危険があります。本町では貸し出し用に２着、今現在しておりまして、希望者に無料で貸し付けておりますので、議員のおっしゃるような制度制定は、現状からは必要ないと考えております。

（２）の駆除についての必要な情報は、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、和東町簡易水道事業の値上げについての件について答弁させていただきます。

和東町簡易水道事業の概要及び料金の値上げについては、先ほど町長が答弁された

とおりで、事務的には平成30年度、31年度において準備・検討し、実施する方向で経営戦略は策定されております。これに基づいて事務を進めていくという方向でございます。

議員ご承知のとおり、経営戦略について平成28年度に策定し、平成29年第1回定例会において報告させていただき、また、住民には和東町ホームページなどを通じて広報させていただいております。

水道委員会につきましては本年3月7日に開催し、委員会において提案説明し、また議会に対して報告案件として報告する旨、了承を得ております。

議員ご指摘の値上げが25%の根拠ですが、現在継続している簡易水道統合事業が平成31年度でほぼ完了することから、翌年度に当たる平成32年度を値上げを実施する年度と想定しています。

具体的な25%ですが、これは営業費用、主に修繕費、光熱水費、消費税の支払いに合わせて元利償還金の2分の1を賄うためです。ちなみに、元利償還金の残り2分の1は、一般会計からの繰出金で賄う計画をしております。簡易水道事業は特別会計ですので、赤字を出すわけにもいかず、統合10年間は黒字を維持するためにやむを得ないことと考えていますので、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

値上げをした場合の住民生活などに影響はどう出るのかという厳しい質問でございますが、水道法第1条でうたっている水道事業の保護育成の観点から、この料金見直しによって維持継続できるものと考えています。

比較するわけではございませんが、比較的高額で料金変動の激しい携帯電話料金や電気料金、ガソリン等々の燃料費と比べますと低廉であり、現社会においても、これらではなくてはならないものではあるものの、一度節約することで命に危険を及ぼすものとは言いがたく、住民のご理解を求めることに鋭意努力させていただき事務を進めてまいりたいと考えています。

料金の滞納についてですが、値上げしたことで、その原因で滞納が発生するものと

は想定できず、他の要因も含め、慎重かつ丁寧に対応したいと考えております。また、場合によっては法的手段も辞さない覚悟で取り組んでまいりたいと考えていますので、こちらのほうもご理解のほうをお願いしたいと思います。

経営戦略の作成・公開は、たび重なるシミュレーションを行い、京都府などの関係機関とともに協議を重ね策定したものであり、今後の事務として基本料金の設定、超過料金の設定を行い、再度、水道委員会に諮り、その後、給水条例の一部改正を議案として議会に提案させていただき、議決をいただいた後は、事業者として経営認可者である京都府知事へ水道料金変更届を提出する流れとなります。

また、住民の方々には、ホームページや広報などを通じて周知・理解を求めたいと考えております。

値上げに関しましては、正常にて豊富な低廉な水道水の供給を図り、水道事業の適正かつ合理的な運営が永劫に行う業務と考え、担当職員が一丸となって日々業務に取り組んでおりますので、こちらにつきましてもご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、私にいただきました岡本議員からの質問につきましての答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

岡本議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、まず、（１）府への一元化についての①標準保険税率の試算額は、いつ公表するのか。早期に公表をについて申し上げます。

標準保険税率の試算については、昨年末と本年初め、そして８月末の３回出されております。しかしながら、１回目、２回目については、今後変動するであろう数値をもとにしていることと、投入される公費１，７００億円が反映されていない。また、

3 回目の 8 月末に出されたものにつきましても、公費 1,700 億円のうち 500 億円が反映されていない。そして、あくまでも 29 年度に施行したらどうなるかということをも前提とした試算であるということから、全市町村が足並みをそろえて公表は差し控えるということとなっております。

今後のスケジュールですが、国から各都道府県に対し 10 月中に次の係数が示され、京都府では 11 月中に仮算定を行います。仮算定を公表するか否かにつきましては、現在のところ、京都府では公表は考えていないということで聞いております。

また、12 月下旬に最新の係数が国から各都道府県に示され、京都府では 1 月中に本算定を行います。この本算定については、京都府が全市町村分を公表します。時期についてはまだ決まっていないということでございます。

本町ではこの本算定を受けまして、和束町国民健康保険運営協議会への諮問・答申を得まして、来年 3 月議会で条例改正をお願いしたいと現在のところ考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、②の保健事業についてですが、町長から答弁申し上げましたが、これに加算して若干つけ加えさせていただきます。

標準保険税率は、各市町村の医療費水準や所得水準を勘案して算出されますが、あくまでも各市町村から京都府へ支払う納付金の算定のためのものであり、医療費の支払いに充てられるものであります。各市町村では、特定健診や人間ドックなど独自の保健事業を実施しており、その費用を反映させるとともに、市町村ごとに違う賦課方式、本町では 4 方式を採用しておりますが、その方式に合わせて市町村標準保険税率、これも合わせて算定されることになります。

したがいまして、これを財源の一部として保健事業は、今後も同様の取り組みを継続する予定としております。

次に、(2) 町独自の制度改善をの②税、一部負担金の条例減免の基準明確化、周知徹底、適用の推進をについて申し上げます。

国保税の減免については、国民健康保険税条例第 25 条及び和束町国民健康保険税減免要綱により運用しているところでございます。国保の世帯主に対し毎年 6 月に国保税の決定通知を送るわけですが、その際、「国民健康保険に加入の皆さんへ」と題した文書を同封しており、その中に保険税の軽減制度や減免制度について、簡単ではございますが、触れております。

また、一部負担金の減免については、和束町国民健康保険条例施行規則第 16 条におきまして、減額・免除・徴収猶予について規定しています。

これらの周知・広報につきまして、来年、都道府県化ということで制度が変わることになりますので、それとあわせまして、国保制度一体のものとして工夫した広報に努めたいと考えております。

最後に、③の税機構への機関については町長の答弁のとおりですが、若干つけ加えさせていただきます。

現在、京都市を除く全市町村と京都府が京都地方税機構の構成団体となっております。そのうち国保税及び国保料については、現在 19 市町村が移管しております。

なお、税方式を採用している市町村は、全団体、移管しているという状況でございます。

また、保険料方式を採用している団体のうちでは、3 団体が移管されております。

さらに、平成 30 年度からは、保険料方式を採用している 2 団体が移管されるというふうに聞いております。

以上、岡本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、岡本議員の 3 番、スズメバチの巣駆除の支援制度を、（1）番、スズメバチの巣駆除は特に危険度が高く、専門性も必要ではないか。専門業者に

委託し、負担なしで駆除できる制度の整備をの質問についてお答えさせていただきます。

町長から答弁がありましたように、スズメバチは毒性が強く、刺される場所によりましては生命の危険を招くことがございます。本町ではハチの駆除用の防護服2着を所有しておりまして、希望者に無料で貸し出しております。

住民の方からハチの相談があり、防護服の貸し出しの話をいたしますと、やったことがないと一旦戸惑われる方もございますが、実際に貸し出しして駆除されますと、思ったほどやなかったというような感想も受けております。

貸し出しの実績でございますが、平成28年度では23件、平成29年度9月7日までで21件でございます。

また、業者の関係でございますが、昨年度はございませんが、今年度、業者の紹介件数は2件でございます。そのうち1件は、ふつうなら自身でできるのだが、屋根裏であったので、業者を頼みたいというようなものでございまして、ほとんどが自身で駆除されるか、知り合いに駆除していただいているというような現状が伺われるところでございます。

また、2番の駆除についての必要な情報をについてでございますが、初めて防護服をお借りされる方につきましては、必要な要領を説明しております。また、肝心なのは、防護服を着る際にハチが服の中に侵入しないようにすき間をつくらないようにチャック等をきっちりしてくださいということでございまして、防護服を着ていただければ、殺虫剤等でハチは落とせるという状況でございまして、先ほどもありましたように、自身で現在ご協力いただいているところでございますので、業者をお願いしての駆除ということは考えておりません。

また、相楽郡内町村に問い合わせましたところ、専門業者に駆除の手続とか支援とかいった形ではしていないということでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本正意議員。

○6 番（岡本正意君）

それでは、まず、スズメバチの巣の駆除について、さきに聞いておきたいと思いますが、今いろいろと答弁いただいて、基本的に防護服の対応でやっていただいているという答弁ですが、担当課にお聞きしたいんですけどね、先ほども言われましたように、いわゆる下手をすればやはり命にかかわる、そういったリスクの高い作業であることは認められていると思うんですね。それでもやっていただいたら大丈夫だったという話で、今のところは事故もなくやっておられるので、そう言っておられるというふうに思いますけども、単に刺されたからというだけじゃなくて、どのような危険があるかということなんですね。

私は、この夏にたまたまですけど、住民の方の相談もあって、スズメバチの巣を駆除する現場に立ち会わせていただいたという経験があったんですけども、その際に、これは思ったよりも本当に大変危険な専門性の問われる作業だというふうに私は実感いたしました。

資料のほうを示させていただいて結構でしょうか。

○議長（岡田 勇君）

許可します。

○6 番（岡本正意君）

これがそのときにあった巣なんですけども、これは黄色スズメバチでしたけれども、これでもまだ序の口の大きさと、これは7月末でしたからね。これは大体秋に向かってどんどんつくっていくということなので、大きくなればもっと大変大きくなるし、また、スズメバチ自身も大変狂暴化するということで言われておりました。ですから、やはりそれが大スズメバチなどであれば専門業者の方でも大変危険を伴うというふうに言われておりましたし、いわゆる防護服を着れば絶対大丈夫ということでもない

ということなんですね。取り扱いを間違えたら、先ほど言われたように、刺されるおそれもあるということなんですね。

あと、スズメバチとかハチも黙ってませんからね、要は、さわり始めたら反撃もしてくるという状況になれば、大体高いところにつくという状況がありますから、脚立を使用してのぼってとることが想定されますけども、もしそういった反撃を受けた場合に、転落の危険もあるというように思うんですね。

それと、また本人さんだけの問題じゃなくて、立地によってはご近所とか周辺への2次被害ですね、そこで触ることによって巣から出ていってしまうと。それがほかのところの家のほうにも行ったりして、関係ない方も刺されるような状況が生まれるかもしれないというリスクもございます。そういういろんなことを考えますと、やはり個人の自己責任といいますか、防護服だけ貸すから、あとはやっといてみたいな対応だけでは大変無責任な対応じゃないかというふうに思うんですよね。

先ほど課長は、刺されれば命にもかかわるとははっきり言われましたよね。そういう意味では大変危険な作業であることは認められるし、だけでも、それでもやはり行政としては防護服だけしか対応しないというのはなぜですか。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

言葉の中でやはり危険ということでお答えさせていただいておりますけども、現状の中では当事者の方で防護服をお貸しいたしておりますので、それでご協力いただきたいなと思っております。

また、私も三度、四度、もっとですかね、ハチの巣の駆除は経験もしております。殺虫剤、50センチ、1メートルぐらいから、割と霧のほうは認知しないのか、ハチがどんどん出てきても、吹きかけることによって、巣をさわる前にハチを殺してしま

うということによって、飛散するハチの量が減ります。現実にはハチの巣を触るという段階になってくる部分まできちっと殺虫剤で殺していただければ、テレビでよく、こんなハチがと、生きたままのハチを映し出して、危険だという話をされてますが、離れたところから殺虫剤でさきにハチを駆除する。しとめる。それから、巣をさわって触っていただくというような方法で作業をやっていただけたらということで、そういった部分につきましても、お貸しする際にですね、十分、殺虫剤で殺してくださいというような話をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本正意議員。

○6 番（岡本正意君）

今回、私が相談を受けた方は大変高齢な方で、自分ではとてもできないという状況があります。じゃあ、近所の方とかにお願いすればいいじゃないかというように思われているのかもしれないけども、お願いして、それでもし事故があったら大変な責任問題になりますよね。

そういう意味では、行政として大変無責任なことを言っておられると思うんですね。だから、そういう意味では、もし事故が起こってから、やっぱりそうやったというんじゃないくて、これまでたまたま大丈夫だったから、これからは大丈夫だろうという対応ではなくて、やはりこれからは地域の高齢化もしてきますし、なかなか自分で対処できない状況もふえてくるという状況もありますし、今、若い方なんかでいえば、いわゆるアレルギー症状等ですね、刺されたときにそれで亡くなったりする場合もあるということで、そういう情報も受けておられる中で、自分で駆除することを敬遠されるという場合もふえてくると思うんですね。そういう意味では、行政として命にかかわる問題として、そういった制度をつくっていただきたいと思うんです。

先ほど課長は、近隣ではそういう制度はないと言われましたけども、城陽市にあるんですね。城陽市にきのう行ってきまして、こういうパンフももらってきたんですけ

ども、城陽市では以前から行政のほうで対応されているんですね。今は業者の方に、スズメバチに限ってですけども、委託をして駆除をしていただいていると。委託料を払って住民の方には負担がないように、そういう制度として運用されているということを聞いております。ですから、どちらが聞かれたかはよく知りませんが、やっぱり十分調べていただきたいと思うんですね。

実際、そういった制度があるわけですから、京都市にもあると聞いております。ですから、そういう意味では、ないところばかり調べられたんかわかりませんが、そういう制度もあるわけですから、しっかり学んでいただいて、ぜひ検討をいただきたいというように思うんです。これは強く要望だけまずしておきたいと思います。

あと、もう一つですね、情報の関係ですけども、私、一回このことで電話させてもらったと思うんですよね。そのときに課長に教えていただいたんは、商工会と社協で対応いただけるんじゃないかという話だったんです。私は社協に電話して、あと、次は、結局、保健所に電話したんですね。保健所へ電話したら、保健所のほうは、いわゆる駆除の協会がございまして。駆除の協会へ電話したら、いわゆるテストコントロール協会がありますということで、ずっとたらい回し状態になったんですね。きのう役場のほうにお聞きしたら、そのことをちゃんと教えてくれました、初めから。

なぜ、こういう差が生まれるのかというように思ったんですけども、それはそういう情報を文書としてちゃんとまとめずにですね、個々の知識に頼っているからだと思うんですね。ですから、どのような方法で駆除の対応をされるかは別にしましても、基本的には、やはりこういう駆除の情報なんかはいつでも示せるように用意しておくことが大変大事だと思うんですけども、それぐらいはぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど郡内近隣町村という形でお答えさせていただいたと思います。郡内の町村に限りましては、今、言いましたように、そういったとはやっていないということで、郡内を調べさせていただいております。

京都市でやっているということは認知しておりますが、郡内ではやっていないということで先ほどお答えさせていただきました。

それと、今の相談のときの回答なんですけども、議員のほうから、どこがありますかという答えがあれば、私どもも業者のお名前ですね、ロッカー等に張っておりますので、実際にやっている業者等もご案内できました。ただ、どこに聞けばいいですかということで漠然も私も聞かれましたので、社協か商工会で困りごと相談というところがございますので、まず、そちらのほうで聞いていただけたらという回答をさせていただいたということでございます。

明確にどこかという形で私も受けとめておりませんでしたので、もしそういった形であるのやったら教えてくれと、やってくれないのかというような形で終わってしまいましたので、そういう形になりましたけども、そのとき聞いていただけたら私のほうも答えさせていただけたかなというように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本正意議員。

○6 番（岡本正意君）

大変聞き方が悪かったからということでしょうかね。

それと、郡内でやってなかったら、やってませんという結論というのは大変安易だと思うんですね。言うたら、郡内しか見てないという大変狭い私見だと思うんですね。

それで、やはりスズメバチの駆除のことで聞いたらね、ふつうそこまでちゃんと教

えますよね、その駆除について聞いているんだから。ですから、やはりそこでワンス
トップでちゃんと聞いていただけるように、情報のこういう文書化も含めてちゃんと
対応していただきたいと思いますので、今後またお聞きしますので、ぜひそれはちゃ
んとやっていただきたいというふうに思います。命にかかわる問題ですので、軽く見
ずに、ぜひ対応をいただきたいというように強く要望しておきたいと思います。

次に、水道料金の問題でお聞きしたいと思います。

先ほど課長のほうからお話もありましたけども、水道委員会のほうが、また議会の
ほうも了承したというふうに言われましたよね。そんなこといつ了承しましたか。2
5%値上げします、ああ、わかりましたっていうね、そんなことを了承した覚えは議
会としてありませんし、私も説明を受けた記憶もございません。水道委員会のほうも、
説明は若干されたかもしれないけれども、それについてオーケーが出たわけではない
と思うんですね。単純に説明されただけだと。こういうのをつくりましただけでしょ
う。そんなんではやはり不十分だと思うんですね。

しかもですね、ホームページに載せたと言われましたよね。私も見ましたがね、
いわゆる和東町簡易水道事業経営戦略の公表というふうに書いて載せてますよね。こ
こに値上げのことは何も書いてないですよ、料金改定のこと。要は、この戦略の
中身を細かい字で書いてあるものを全部見ないとわからないという大変不親切な公表
をされているんですよ。そういう点では大変こそくな形で公表されているというふ
うに私は言わざるを得ないと思うんですよ。

それでですね、もう少しお聞きしたいんですけどね、それは大変姑息だというふう
に思うんです。先ほど値上げによる住民生活の影響について全然大丈夫みたいに言わ
れましたよね。携帯電話とかガソリン代よりは安いと。だから大丈夫なんだと。大変
ひどい答弁だと思うんですよ。

25%値上げがどうなるかということなんですよ。これを見たらわかりますよう
に、月額どんだけ負担するのかが大分変わりますけどね、本当に大きい値上げになる

んですよ。

平成19年度の料金改定でも住民の中では大変負担が重いと言われているわけですよ。これを見たらわかるように、単純計算でいえば、ほぼ3カ月分が負担増になるわけですよ。今の現状からすれば、3カ月分余計に払いますという値上げなんです、今回の25%というのはね。これだけの値上げを勝手に決めて押しつけようとしておいて、大したことがないみたいなことを言われるというのは、本当に住民の方の生活を見ておられるのかと思うんですよ。

先ほど滞納の関係もね、上げたからといって滞納が出るわけじゃないというふうに断言されましたよね。でも、実際に28年度決算でも約200万円の現年滞納が発生しますし、過年度の分でいえば約2,000万円残されているわけでしょう。だから、合わせて2,100万円の対応が残されていると。こういう状態を残したまま滞納分に匹敵する値上げを行おうとしているわけですよ。これは到底、住民の理解を得られないと思うんですよ。

そもそも、このような状況で25%もの値上げを強行すれば、今、払えている方も払いづらくなると。ますます対応をふやすことになるのは目に見えていると思うんですよ。そんなこともわからないんですか。本当に住民生活の状況というのを全く考えておられないと。

水道事業をどうしようかと、これからお金がかかるし、これぐらい値上げしてもいいん違うかという机上の中で、数字上の問題だけで対応されていると。こんだけ値上げしたら住民生活は一体どうなるのかと。もし、本当にされなくなったら、今はされておられないかもしれないけども、先ほど法的な手段もとると言われたからね、給水停止とかそういうことをしたときに、本当に死者でも出ないと、私はそういう答弁だと思うんですよ。

課長ね、その辺、全く本当に住民生活に影響がないというふうに言い切れるのは一体何なんですか。その根拠は何ですか。

○議長（岡田 勇君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の岡本議員のご質問についてですが、25%の値上げにつきましては決定したわけではございません。あくまでも経営戦略で算出した机上の数字でございます。これについては私も先ほど答弁しましたように、決定につきましては議決が必要でございます。議決をするまでは決定とは言えませんので、うちが提案する内容として、今、25%の率があるということをご理解を願いたいと思います。

先ほど言われましたように、確かに、水道料金を25%値上げすると命に危険が生じるというご質問でございますけども、同じく、電気、それから燃料等々も現状変動しておるものでございます。水道につきましては10年間変動ささずに今、来ている状況でございます。これにつきましては、先ほどの25%は若干異なりますけども、率的な値上げというのはあり得るということをご確認願いたいというように思います。

ただ、これで命が落ちるか落ちないかでいいますと、電気は夜消していただければ結構だと思います。水道は飲まずにして我慢していただいて結構だと思いますという、節約をしてほしいということは先ほど述べさせていただきましたので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

これを値上げするのに最後は議会の議決が要るのはわかってますよ、そんなことはね。けども、十分なそういう住民への説明もなく、議会への詳しい説明もなくですね、いわゆる町の方針として決めたんは事実でしょう。これを要は根拠にして30年、31年で準備をして、32年度から値上げするという方針も決めているわけでしょう、町として。そんなことをごまかして逃げたらあかんと思うんですよ。

しかもですよ、先ほどから携帯電話がどうだとか、いろいろほかのことで電気料金がどうやとか、だから水がちょっとぐらい上がったかって影響ないんだと言わんがばかりの答弁されてますよね。

水っていうのはね、我慢して飲まなくていいというもん違いますよね。先ほど節約すればいいって言いましたよね。19年度の値上げによってさらにもう節約されているわけですよ、実際に。みんな節約してへんて言うんですか。好き放題に使って、じゃんじゃん何ぼでも出てくるもんやから使ってますよ、みんな無駄遣いしているっていうんですか、課長は。そういうような評価をして、これぐらい値上げしたって節約すれば何とかやっていけるだろうと、乗り切ってもらえるだろうと、行政の事業の都合を優先してですよ、住民の生活が見えてない証拠じゃないですか。

先ほど言われたように、水道代だけと違うわけですよ、負担というのは。だけど、この水っていうのは人間が生きていく上で欠かせないものでしょう。そういったものをそういう単純な安易な考えで、ほかの電気代とかガソリン代と比較して、これぐらい上げたって大丈夫だろうという、そういう考えで値上げを検討されていること自身が大変危険だと思うんですよ。それで、もしですよ、死者が出たらどう責任とるんですか。という問題ですよ、これは。そういうことも考えずに安易に値上げを考えておられるということが大変よくわかったと思うんですね。

いずれにしても、今、課長のほうから、いみじくもですね、これは決定ではないというように言われました。しかし、この内容というのは大変重大な中身です。先ほど言ったように、課長が言われるようなお気楽な値上げではありません。こういったものを公表すると言ってね、あんな誰が見るかもわからないような形で公表したというぐらいで平気で言われるというね。こういうようなずさんな形でこんなものを勝手に決めているということは大変許されないと思うんですよ。ですから、少なくとも、25%の値上げというのは撤回されてですね、今後、もうちょっとちゃんと議会や住民の方の意見も聞き、もっと情報も公開をして、値上げをするというんだったら、その

幅についても、今、決めずに、ちゃんと検討し直すと。

私は小幅だったらいって言ってるん違うんですよ。もうこれ以上値上げすることは絶対許されないと思うんですよ、今の住民生活の実態からすればね。ですから、この25%の値上げというのも町の方針として固まったものとせずに、もう一度ちゃんと再検討し直すと。それは町長やっていただけますか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えさせていただきます。

私も答弁をさせていただきましたように、この簡易水道は平成9年度から統合事業を始めたんですが、19年度に統合事業は一定できて、改定していかないけないということで、和東町は改定の方で水道委員会等にお諮りさせていただきました。

そのときの値上げをしようと連絡は、そのときは最小限にして、そして、あと10年後でも値上げを検討されたらと、そういう附帯決議をいただいております。本来ならそこできちっと値上げしとけば、もう少し値上げはいかないと。

今、近隣の村とか笠置東部でもあります、その村とでも比較していただいて、和東町の水道料金がどの程度にあるかというのは比較していただいたらわかるのじゃないかなと。そのときには最小限に抑えようということで、抑えて値上げにとどめた。そして、附帯決議を得ていただいたと、そういうことを申し上げているわけでありま

す。

今回もこれはやはり和東町を安心安全を守っていこうとすれば、水道の一元化というのは住民の願いでもありました。何としてもこれをさきやっけいこうと取り組んできたんですが、統合が29年度で、一応、一元化は終わりました。こういったときに地理的な状況とか、さっき私、申し上げましたように、いろんな状況をかんがみて考えていきますと、どうしても附帯決議をいただいたときの当初の思いに近い値上げを

何とかお願いしたいと。それを受けて平成２８年度の経営戦略に入れさせていただき
ました。

私どもはこういった決議を一定踏んだつもりでいるわけなんです、最小限に私どもは安ければ、少しでも住民の皆さんの負担の軽減を図る努力はしていくべきことは重々承知しておりますが、あわせて、安定した水道の給水をやっていく責任もあるわけであり、その辺のところをご理解いただきまして、今、岡本議員の言うておられる、何としても、小さくてもありよとは言っていないと。とにかく今のままというわけなんです、今、分析いたしますと、今までのままの水道料金というのは非常に厳しい状況にあるものです。この金額で１０年間据え置いてきたというところにご理解をいただきまして、いま一度、ひとつ理解のほどよろしくをお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本正意議員。

○６番（岡本正意君）

地理的な条件を住民のほうに押しつけたらあかんと思うんですね。和東に住んでるがゆえに不利益を被るということでしょう。そんなことを住民に押しつけたらいかんと思うんですね。やはり何よりもですね、もう１０年たっているいろんな住民生活も物すごく変わっているわけですよ。今、国の悪政のもとで負担はどんどんふえていく中で、最低限、このライフラインにかかわる問題というのは安心して使えるようにしていくというのが行政の責任だというふうに思いますので、やはりこの２５％の値上げというのは絶対に許されないと思いますし、私は再検討を強く求めたいというふうに思いますので、真剣に考えていただきたいというふうに思います。

最後に、余り時間もありませんので、国保の関係で幾つかお聞きしたいと思うんですけれども、先ほどいわゆる来年度からの保険税の額について、試算を３回されているけれども、結局、公表しない方向だというふうに言われました。ただ、今回の３回

目の試算については、厚生労働省自身は自治体の判断で公表できるというふうにして
いると思うんですね。にもかかわらず、京都府内の自治体がそろってしないというふ
うにされるというのは、大変これは議会無視だし、住民無視だというふうに思わざる
を得ないと思うんです。

公表できないような試算というものをそもそもなぜやっているのかということなん
ですね。大変無駄な作業をされていると思うんですよ。やはり払うのは住民であり、
被保険者なわけですから、来年度からの保険税は一体どうなるのかということは、大
変大きな関心です。それを知る権利がありますし、行政はちゃんとやはり説明をした
上で公表する義務があるというふうにあると思うんですね。ですから、その辺をなぜ公表で
きないのかと。それは和束町の単独の意思でもできるはずなんです、これは自治体の
判断なんだから。変に足並みをそろえなくても、和束町として判断してればできるは
ずです。それをなぜしないのか。

それから、もし一定試算しているわけですから、来年度からの保険税が一体どうな
るかということぐらい見通しは立っていると思うんですよ。高くなるのか、安なるの
か、そういう見通しだけでも答弁願えますか。

○議長（岡田 勇君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、試算についてなぜ公表しないのかということでございます。

先ほども答弁の中で申し上げましたように、第3回の試算については、平成29年
度で都道府県化した場合にどうなるかという数字でございます。さらに公費1,70
0億円のうち500億円が反映されていないということでございます。ということで、
まだまだ第1回、第2回に比べたら精度が高くはなっておりますが、まだ公表できる
段階ではないということで、京都府内全市町村は足並みそろえて、今回は第3回の試

算については公表はしないということで京都府内意思統一しているところでございます。

それから、見通しということでございますが、今、言ったようなこともございます。今後、11月、12月に示される仮算定以降ですね、仮算定についても公表できるかどうかは、京都府も今のところは公表は考えていないというところでございますが、そういうわけにもいかないという事情が生じるということも考えられるので、それは今まで検討中であるということでございます。ということで、今、見通しとしてどうかということでございますが、なかなか言えない状況でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

見通しが見えないと言われますけどもね、そんなことないと思うんですよ、試算を3回もしているわけですからね。今になっても言えないような試算を一体何のためにやっているんですか。大変無責任な事務をされていると言わざるを得ないし、そういう和束町としての判断を全くされてないというように思いますんで、やはり町として、これは住民の方が払うわけですからね。そういったものをずっと秘密にして、直前になってこうですみたいなことを言われても大変困るわけですから、ちゃんと今の説明がつく範囲で公表をしていただきたいと思いますので、これも強く要望しておきたいというように思うんです。

最後にですね、法定外の繰り入れについても、京都府自身は第2回運営協議会の場で市町村の判断としてできるというふうに認めております。ですから、初めから排除する必要はないと思うんですね。やはりほかの被保険の関係を言われましたけども、国民健康保険というのは、その被保険の方も含めて、最終的に皆保険を支えている保険なんですね。だから、そういった時点では大変公的な役割を果たしているという意

味ではですね、負担をしていただくということは決して矛盾しないというふうに思うんです。ですから、今後これ以上の値上げにならないように、この法定外の繰り入れというのは私は必要だというふうに思いますし、最初から排除をせずに、京都府の運営協議会でも市町村の判断で可能だと言っているわけですから、そういったものも勘案して、採用できるように町長として判断していただきたいと思いますけども、その辺、最後に答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

こういったことは先ほどもいろいろ交付金との影響もあったり、いろいろあります。他町村の動き、体制、そういったものを見きわめながら慎重に判断すべきだと。するにしても慎重な判断をすべきだと、このように理解しております。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本正意議員。

○6 番（岡本正意君）

先ほどの水道料金の問題についてもですね、やはり茶源郷という名に値しない、大変、住民生活を破壊する計画だと思いますので、強く撤回を求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

これにて岡本正意議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、明日9月14日午前9時30分から本議場で再開いたします。

すので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 4 時 0 2 分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 11 月 27 日

和束町議会議長 岡 田 勇

署名者 和束町議会議員 井 上 武津男

〃 和束町議会議員 岡 本 正 意